

官報

平成七年十月三十一日

○第百二十四回 衆議院會議録 第十号

平成七年十月三十一日(火曜日)

午後一時 本會議

○本日の會議に付した案件

船田元君の故議員渡辺美智雄君に対する追悼演説

宗教法人法改正に関する諸問題を調査するため委員四十人よりなる宗教法人に関する特別委員会を設置するの件(議長発議)

宗教法人法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

科学技術基本法案(尾身幸次君外八名提出)

午後一時二十三分開議

○議長(土井たか子君) これより會議を開きます。

○議長(土井たか子君) 御報告することがあります。

議員渡辺美智雄さんは、去る九月十五日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

渡辺美智雄さんに対する弔詞は、議長において去る十月二十三日既に贈呈いたしております。これを朗読いたします。

(給員起立)

多年憲政のために尽力し、特に院議をもつてその功勞を表彰された議員從二位勲一等渡辺美智雄君は、しばしば國務大臣の重任にあたり、内政外交に多大の貢獻をされ、また終始政黨政治の進展につとめられました。その功績はまことに偉大であります。衆議院は、君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます。

故議員渡辺美智雄君に対する追悼演説

○議長(土井たか子君) この際、弔意を表するため、船田元さんから發言を求められております。これを許します。船田元さん。

(船田元君登壇)

○船田元君 ただいま議長から御報告のありましたとおり、本院議員渡辺美智雄先生は、去る九月十五日未明、入院先の東京女子医大病院において逝去されました。

先生は数年前より体調を崩されていましたが、八月末にもテレビ出演されるなど最近まで大変お元気でいられたのです。余りにも突然で早過ぎる訃報に接し、私はしばし言葉を失いました。まことに痛惜の念にたえません。

私は、ここに諸君の御同意を得て、議員一同を代表し、謹んで哀悼の言葉を申し述べたいと存じます。(拍手)

渡辺先生は、大正十二年七月、職業軍人であつたお父様の勤務先、千葉県習志野市でお生まれになりました。生後間もなくお母様を失い、栃木県那須野ヶ原のおじ夫婦のもとに預けられ、その温かい愛情と那須の大自然の恵みにはぐくまれました。

長じて先生は、県立大田原中学校を経て、東京商科大学専門部を卒業されました。終戦は宇都宮の連隊で迎えられ、復員後は郷里の栃木県でリヤカーを引いて日用品の行商をされたのであります。先生は、各家庭を歩きながら、商売よりも天下國家を論じ、物価や生活を語り、これが人氣を得て、次第に「インテリ行商人」と言われるようになりました。

ちようどそのころ、シャープ勸告が実施され、

税制が大きく変わり、先生に税務相談が殺到するようになりました。これを機に先生は西那須野町に會計事務所を開くのですが、それが県政への橋渡しとなったのであります。九年間にわたる行商と税理士の仕事を通じて得た多くの知己の推薦を受け、昭和三十年四月の栃木県議會議員選挙に自由党から立候補して見事当選、政界進出の突破口を開かれたのであります。

先生は、当時の革新県政に果敢に論戦を挑み、一歩も引けをとらず、「栃木県議會に渡辺あり」と称されました。さらに、先生は國政参画への夢捨てがたく、昭和三十一年の第二十九回衆議院総選挙に栃木県第一区から立候補しましたが、善戦わずかに及ばず、苦杯をなめられました。しかし、先生は、自來三年間、捲土重來を期して、昭和三十八年の第三十回総選挙に再度立候補、見事初当選の榮に輝いたのであります。(拍手)

本院に議席を得られた先生は、主に大藏委員會、農林水產委員會を舞台に活躍され、昭和五十一年には内閣委員長として委員會運営に重きをなすに至ったのであります。

また、自由民主党にあっては、幹事長代理、政務調査会長等の要職を歴任し、黨の運営や政策決定に極めて大きな役割を果たされました。かつて、党内のタカ派議員集団青嵐會のリーダーの一人として勇名をはせたことも忘れることはできません。

一方、内閣にあっては、昭和五十一年十二月、福田内閣の厚生大臣として初入閣を果たされたのであります。そこで、先生は、最大の懸案であつた医療制度の改革に敢然と立ち向かいました。一時は診療報酬引き上げをめぐる当時の武見医師

会長と堂々と渡り合い、国民から喝采を浴びたのであります。このように、先生は行政の公平確保と公益重視の姿勢を貫き、政治家渡辺美智雄の存在を強く印象づけ、不動のものとされたのであります。(拍手)

次いで昭和五十三年十二月、第一次大平内閣の農林水産大臣に就任されました。いわゆる総合農政派として農地の効率的な利用を実現するために数々の見直しを進められたのですが、それらが後の農地法、食糧管理法の改正として結実することになりました。

これらの改正の契機になった一つには、先生が地元の駅で、食糧法違反となるため地元の米を土産物として売ることができないという声を耳にしたからだと同っております。ここにも、常に国民の生の声や暮らしに細心の注意を払い、そこから得た発想を国政の場で新たに展開していくという先生の庶民感覚を見る思いがいたします。

昭和五十五年七月、先生は鈴木内閣の大蔵大臣に就任され、二期にわたってその重責を果たされました。当時は、国鉄、米、健保のいわゆる三K赤字に象徴されるように、国の財政は極めて厳しい環境にありました。財政再建をアピルするため、みずからテレビ、ラジオに出演して国民にわかりやすく説明し、理解を求めました。二年四カ月間にわたる大蔵大臣在任中には、破綻しかかった財政に見事に歯どめをかけられたのみならず、政治をお茶の間にぐっと近づけた功績を忘れてはならないでしょう。(拍手)

昭和六十年十二月から第二次中曽根内閣の通商産業大臣を務められた後、平成三年十一月には、東西冷戦終結後の国際情勢が激変する中で宮澤内

閣の副総理兼外務大臣に就任され、我が国外交のかじ取りを務められました。

しかし、この在任中の平成四年五月、先生は突然体の不調を訴えられ、入院療養を余儀なくされたのであります。時あたかもPKO法案の審議の山場を迎えていたときでありまして、担当大臣としてその成立に全力を傾注されてきた先生にとつて、審議に出席できなかったことはさぞ断腸の思いであったことでしょう。

しかし、その後療養に努められ、間もなく御回復、公務に復帰され、十月には天皇皇后両陛下の初の中国御訪問に首席随員として同行され、歴史的行事を成功裏のうちに遂げられたのであります。

かくして渡辺美智雄先生は、本院議員に連続して当選すること十一回、在職三十二年一カ月の長きに及び、昭和六十三年には永年在職議員として院議をもって栄誉ある表彰を受けられました。その間、内政、外交に多大な貢献をされ、政党政治の進展に努められた功績は、まことに偉大なものがあります。

自由民主党のある重鎮は、「渡辺先生は一時代の自民党を代表する政治家」と評しましたが、私もまさに同感であります。二度にわたる自民党総裁選挙への出馬と大健闘は、立場こそ違え、心からの拍手を送りたいと思います。(拍手)一度は渡辺先生に総理大臣をやらせたかと思う国民は決して少なくなかったと思っております。

また、先生は、本音の政治を実践され、あの栃木弁丸出しのミッチー節で、歯にきぬを着せぬ直言が売り物でした。そのわかりやすい比喩が時として脱線し、物議を醸すこともしばしばありまし

たが、その語り口には、我々の心をわしづかみにして放さない不思議な力を持っておりました。

実は、渡辺先生は、御自分の失言には思いのほか気にされるところがありました。かつてアメリカの黒人の破産をめぐる話で外からの風当たりが強くなったとき、先生は真剣に黒人の若者のために何か貢献をしたいと考えました。たまたま先生と私の共通のアメリカの友人の勧めもあり、テネシー州のナッシュビルにあるメハリー医科大学に、毎年十萬ドルずつ五年間にわたり寄附をされました。そのおかげで毎年四人の黒人学生に奨学金が支給されることになりましたが、メハリーやアメリカ南部の人々は、渡辺先生を思いやりを身につけた一人の日本人として今も称賛していると聞いております。(拍手)アメリカと先生の知れざる友情がそこに芽生えたのであります。

先生は、政治を志す以前から、常に努力に努力を重ねてきた、まさに苦勞の人でありました。先生は、かつて選挙公報に率直な言葉で身の上を語っておられます。「両親を早く亡くしたがゆえに子供心にも人の愛を悟り、貧困だったがゆえに他人の飯を食らって人の情を知る。どうやら学校で学ぶことができて、生活のものを授かる。もともとなきがごとき生命、無遺産、裸、はだしが私の身上。ここに社会への報恩の念が培われ、政治への活力となったのであります。」

「人間万事塞翁が馬」、「禍福はあざなえる縄のごとし」を身をもって体験されてきた先生は、人生の最後の瞬間まで、みずから与えられた気力と体力のすべてを国民と国家にささげる決意をお持ちでありました。(拍手)同じ選挙区で戦ってき

た私が、いつも渡辺先生の胸をかりるようなつもりでおりましたのも、まさにこの決意に敬意を表さずにはいられなかったからであります。志半ばにして倒れられた先生の胸中をお察しするとき、痛恨哀惜の情ひとしお深いものを覚えるのであります。

また、先生を内にあって支えてこられた奥様や御長男喜美さんを初め御遺族の皆様的心情をお察しするときに、お慰め申し上げる言葉もありません。

今や我が国をめぐる内外の諸情勢は極めて厳しいものがあります。とりわけ深刻な平成不況が長引いている今日、先生のような経済や財政に天才的な手腕を発揮するすぐれた政治家を失ったことは、ひとり自由民主党のみならず、本院にとつて、また国家にとつても大きな損失であり、惜しみてなお余りあるものがあります。(拍手)

ここに、謹んで渡辺美智雄先生の生前の御功績をたたえ、心からの御冥福をお祈りし、思いは尽きませんが、追悼の言葉といたします。(拍手)

○議長(土井たか子君) この際、暫時休憩いたします。

午後一時四十分休憩

午後三時四十三分開議

○議長(土井たか子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会設置の件

○議長(土井たか子君) 特別委員会の設置につきお諮りいたします。

宗教法人法改正に関する諸問題を調査するため委員四十人よりなる宗教法人に関する特別委員会を設置いたしたいと存じます。これに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、そのとおり決まりました。

ただいま議決されました特別委員会の委員は追って指名いたします。

宗教法人法の一部を改正する法律案(内閣提出)

出の趣旨説明

○議長(土井たか子君) この際、内閣提出、宗教法人法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。文部大臣島村宜伸さん。

(国務大臣島村宜伸君登壇)

○国務大臣(島村宜伸君) 宗教法人法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

現行宗教法人法は、宗教団体に法人格を与え、自由でかつ自主的な活動をするための物的基礎を確保することを目的とし、憲法に定められた信教の自由と政教分離の原則にのっとり、宗教法人の自由と自主性、責任と公共性という二つの要請を基本としてその体系が組み立てられております。このような宗教法人の制度の基本は維持すべきものであります。

しかしながら、宗教法人法が昭和二十六年に制

定されて以来、今日に至るまでの社会状況や宗教法人の実態の変化にかんがみ、信教の自由と政教分離の原則を遵守しつつ、これらの変化に対応するための宗教法人法の最小限の見直しが必要となつてきており、宗教法人法を改正すべきとの世論も高まっているところであります。このような状況を背景に、宗教法人審議会から、去る九月二十九日に「宗教法人制度の改正について」の御報告をいただいたところであります。

今回、この宗教法人審議会の報告も踏まえ、所要の改正を行うため、この法律案を提出することとしたものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一は、所轄庁についてであります。

複数の都道府県で活動を行う宗教法人の所轄庁は文部大臣に改めることが適当と考えられることから、他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人及び当該宗教法人を包括する宗教法人の所轄庁を文部大臣とすることとしております。

第二は、事務所備えつけ書類の見直しとその一部の見直し所轄庁への提出についてであります。

宗教法人の財産目録等の書類については、その事務所に備えつけことが現行宗教法人法においても義務づけられておりますが、今回、宗教法人が作成し、事務所に備えなければならぬ書類として収支計算書等を加えるとともに、これらの書類の写しを毎会計年度終了後四カ月以内に所轄庁に提出しなければならないこととしております。

なお、収益事業を行わない宗教法人で、一会計

年度の収入の額が寡少であり文部大臣が宗教法人審議会の意見を聞いて定める額の範囲内であるものは、当分の間、収支計算書を作成しないことができることとしております。

第三は、信者その他の利害関係人による財産目録等の閲覧についてであります。

宗教法人は、信者その他の利害関係人であつて、財産目録等の事務所備えつけ書類を閲覧することについて正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものでない者から請求があつたときは、これを閲覧させなければならぬこととしております。

第四は、宗教法人審議会の委員の増員であります。

現行の宗教法人法で十五人以上となつております定員を二十人以上とすることとしております。

第五は、所轄庁の報告徴収及び質問についてであります。

所轄庁は、宗教法人について、裁判所に対する解散命令の請求等を行うべき事由に該当する疑いがあると認めるときは、その業務等の管理運営に關する事項に關し、報告を求め、または職員に質問させることができることとしております。

なお、この場合においては、所轄庁は、報告を求め、または職員に質問させようとするに就いて、あらかじめ宗教法人審議会に諮問し、その意見を聞かなければならないこととしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしてしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

宗教法人法の一部を改正する法律案(内閣提出)

出の趣旨説明に対する質疑

○議長(土井たか子君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。松永光さん。

(松永光君登壇)

○松永光君 私は、自由民主党・自由連合、日本社会党・護憲民主連合、新党さきがけを代表して、ただいま趣旨説明のありました宗教法人法の一部を改正する法律案に關して、総理及び文部大臣に質問を行いたいと存じます。

宗教は、人の心を安定させ、精神文化の向上発展に資するものであり、激動する今日の社会に生きる人々が心の安らぎを得るよすがとして極めて大切なものであると考えます。

歴史的に見ても、宗教はさまざまな活動によって社会に貢献してまいりました。また、大多數の宗教法人は、宗教の持つ社会的責任の重要性を認識され、これまで適切な運営に努力してこられたものと思ひます。

しかしながら、一部の宗教法人とはいへ、これまでも脱税や詐欺的商法などの事件が報道され、また宗教法人自体の売買が行われるなどという不祥事も挙げられてきておるのであります。

とりわけ、オウム真理教の事件は、宗教法人が組織的に長期にわたり反復して敢行した犯罪行為であり、その行為の残酷性において、また死亡者、負傷者合わせて、判明したものだけでも約四

千名という大規模の犯罪であり、日本の犯罪史上類例を見ない凶悪犯罪であります。しかもそれが、宗教法人という立場を利用してお布施、寄附等の名目で巨額の金を集め、それを資金として敢行されたという点も軽視してはならないと思います。

オウム真理教については、昨日、東京地方裁判所において解散を命ずる決定が下されました。もとより当然の決定であり、これまでの関係方面の御努力に深く敬意を表するとともに、この解散命令が一日も早く確定をし、清算手続が適正かつ迅速に進行することを期待するものであります。

人々に安らぎを与えるはずの宗教団体がこのような重大犯罪を引き起こしたことに、国民は大きな不安と憤りを感じているのであります。坂本弁護士一家三人の拉致殺害事件は、オウムが東京都から宗教法人の認証を得て三カ月後の事件であり、その他数々の恐るべき事件も、認証を得た後、五、六年の間に挙行された犯罪であります。

そこで、多くの国民は、何ゆえにこのような団体に法人格が付与されたのか、また、この団体の活動状況について、所轄庁は最小限のことは知っておくべきであるのにほとんど知らなかったというところは大きな問題ではないのかという素朴な疑問が出てきておるのであります。そこから宗教法人をめぐる現行の法制度について疑問の声が上がっており、現行の宗教法人法に不十分な点があればそれを速やかに是正すべきであるとの声が強くなり起ち上がっております。(拍手)

法に不備、不十分な点があるとなれば、法改正によってその整備を行うことはまさに国会の責任であると考えます。(拍手)今こそ宗教法人制度の

あり方を見直し、必要な改正をなし遂げ、もって多くの国民の要望と期待にこたえるべきであると考えますが、総理大臣の決意のほどをお伺いいたします。

次に、この法律案を提出するまでの手続についてお伺いいたします。

オウム真理教の事件をきっかけとして、文部大臣の諮問機関である宗教法人審議会では、宗教法人の運営のあり方について四月から検討を開始し、暑い夏の間にも特別委員会を開催し、精力的に論議の整理や制度上の問題点についての検討を進めてこられたのであります。委員各位の御苦労に敬意を表するものであります。

そして、九月二十九日に、審議会はそれまでの審議を取りまとめた報告を文部大臣に提出し、所轄のあり方、情報の開示のあり方、設立後の情報の把握のあり方等について制度の見直しを図るべきであるとの見解を示されました。文部省ではこの報告を参考にして改正法案を準備され、そして今審議されておる宗教法人法の一部を改正する法律案の提出となったわけでありますが、ここにきて一部から、この審議会の運営をめぐって問題があるなどという意見が出されておるわけでありますが、この際、審議会の事務局となっておる文部省からその経緯について明快な御説明をお願いしたいのであります。

次に、今回の法改正の内容について、宗教への国家統制であるとか信教の自由に対する侵害に当たるなどとの主張が一部にありますが、その点についてお尋ねいたします。

まず一点目に、複数の都道府県内で宗教活動を行う宗教法人の所轄を都道府県知事から文部大臣

に改めることについてであります。この点について、一部に、宗教に対する国家の監督強化であり、信教の自由に対する侵害であるなどという非難があるようであります。

しかし、知事はあくまでもその都道府県内の事務をつかさどるのが仕事であり、所轄しておる宗教法人が遠く離れた土地で活動している場合、その遠隔地における活動状況を把握することにはどうも無理があるのであります。そもそも宗教は地域を越えた特質を有するものであるから、その事務も地方的な事務ではなく本来国の事務であり、それを知事に機関委任しているものであることからしても、複数県にまたがって活動しておる宗教法人の所轄を文部大臣とすることはごく当たり前の改正であります。(拍手)

知事と文部大臣との間に宗教法人の所轄庁としての権限に違いがあるのかどうか。もし、違いがない、同じ権限であるとするならば、文部大臣なら監督強化で、知事ならば監督強化にならないというのは全く理屈の通らないことであると思いますが、文部大臣の御見解を伺います。

第二に、所轄庁が宗教法人の事務所備えつけ書類の一部の提出を求めるという改正点であります。

今の宗教法人法では、一たん宗教法人として認証されれば、その後は所轄庁は宗教法人のことを何も把握できない制度と現行法はなっております。そのため、宗教法人が宗教団体としての実態を把握していないというふうなひどい事態になっても、所轄庁はそのことを何も知らず、知る権利も義務もないというのが実情であります。現行法では、規則変更の認証や登記変更の届け出の

ときのみ法人に関する情報を把握できる仕組みとなっております。規則の変更等がない限り、所轄庁には情報は全く入らない、そういう仕組みになっているわけであります。

所轄庁が、所轄しておる宗教法人について何も知らない、休眠状態であつてもわからない場合があるなどということは、国民にとっても大きな驚きであると言わなければなりません。所轄庁が認証して宗教法人となった後も、せめて必要な状況の把握ができないと、所轄庁としての責任を果たすことはできないと考えられます。この点についての法律案の内容について、文部大臣からさらなる説明をしていただくとともに、それが宗教法人の宗教活動を制約したり、信教の自由を侵すものではないという点について、文部大臣の見解をしかと承りたいのであります。

第三に、情報の開示であります。

宗教法人の宗教活動の自治に対しては、行政は介入すべきでないことは当然であり、現行宗教法人法において宗教法人の自主性が尊重されておるのであります。しかし、このような宗教活動の自治は、一方で、法人活動のすべての面がいわゆる聖域であるかのような誤解を生じさせ、国民の間に一部宗教法人に対する不信感を招いていることも事実であり、まことに残念なことであると言わざるを得ません。やはり法人の財務・会計等の側面については、民主的運営や透明性を高めるという社会一般の常識を取り入れることが重要であると考えます。

個人の尊重や価値観の多様化が進んだ現代において宗教の果たす役割は大きく、宗教法人の担うべき社会的責任は重いのであります。したがって

て、せめて信者や一定の關係者に対しては、宗教法人がこのような社会的責任を果たしておることを積極的に示していくことも必要であると考えます。このため、宗教法人の財務關係書類等について信者等に開示することは、信者等の利便を図るのみならず、宗教法人の自治能力を一層育ていく上でも重要なものと考えますが、この点について文部大臣の考えを承りたいと思ひますし、また、悪質な情報開示要求にどのように対応されるのか、お伺ひいたします。

第四に、宗教法人に対し、一定の条件のもとに報告を求め、質問をすることが出来る旨の改正点についてであります。

現行法では、宗教法人が著しく公共の福祉に反するような行動に出た場合などに、所轄庁は裁判所に対して解散命令を請求する権限が認められております。しかし、その権限を適切に行使するためには、まず実態を把握することが必要でありますが、その実態把握のための権限、手続については何ら現行法には規定が定められていないのであります。今回のオウム真理教の場合も、所轄庁である東京都は、解散命令の請求に当たって、必要な基礎資料はすべて檢察官に頼らざるを得ないという事態に直面したのであります。

このようなことは全く法律の不備と言うほかはなく、現行法のままで放置すれば所轄庁の権限を適正に行使することが不可能となり、また、場合によっては、適正な手続が規定されていないことによつて、所轄庁の恣意的な判断により権限を行使してしまう危険性もなきにしもあらずであります。

今回の制度改正で、所轄庁が、解散命令請求に

当たるといふかなどの実態を把握するために、宗教法人審議会に諮つた上で、宗教法人に報告を求めたり質問をしたりすることが出来るようにするということは、最低限必要なことであると考えられるのであります。この改正点について大臣の御所見を承り、また、宗教活動自体には立ち入ることがないという点も明らかにしていただきたいのであります。

最後に、今回の法改正については、特定の宗教団体を念頭に置いた対策のためであるとの声が一部に聞かれます。しかし、このような指摘は全く的外れであり、国民の宗教法人のあり方に対する批判の目をそらすものだと考えます。(拍手)宗教法人法はすべての宗教法人を対象とするものであり、特定の宗教法人を対象としたものではないことは明らかなのであります。この点について文部大臣の御所見をお伺ひして、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣村山富市君登壇)

○内閣総理大臣(村山富市君) 松永議員の質問にお答えする前に、御質問の中にもございましてが、坂本弁護士一家やあるいはまた松本サリン事件、東京の地下鉄サリン事件等で亡くなられた方々に対して、心からその冥福をお祈り申し上げたいと思ひますとともに、負傷された方々や遺族の方々に對して、心からお見舞ひを申し上げます。

そこで、御質問にお答え申し上げたいと思ひますが、宗教法人制度の見直しについてのお尋ねであります。現行宗教法人法は、宗教団体に法人格を与えることを目的とし、憲法に定められた信教の自由と政教分離の原則にのっとり、宗教団

体の自由と自主性、責任と公共性という二つの要請を基本としてその体系が組み立てられておりますが、このような宗教法人制度の基本は維持しなければならぬものと考へております。

しかしながら、現行の宗教法人法が昭和二十六年に制定されて以来、社会の状況や宗教法人の実態の変化によつて実情に合わない面が生じており、国民からも、その見直しを願うべきだとの声が高まっております。このため、政府の責任において、こうした国民の期待に迅速にこたへ、信教の自由と政教分離の原則を遵守することはもとよりであります。宗教法人法について必要最小限の改正を行う必要があると考へ、今回、宗教法人法の一部を改正する法律案を提出した次第でございます。

私としては、提出をした法案について速やかに御審議をいただき、ぜひともこの国会で成立をさせていたきたいと心からお願ひ申し上げます。残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をいたします。(拍手)

(國務大臣島村宣伸君登壇)

○國務大臣(島村宣伸君) 松永議員の御質問にお答えいたします。

まず、審議会運営についての御質問ですが、宗教法人制度に関する問題は、信教の自由や政教分離の原則にもかかわる問題であり、慎重な検討が必要であります。このため、文部省としては、宗教法人制度に關し、国会等で指摘されている問題点を含めて宗教法人審議会の御意見を伺ふこととし、四月二十五日、前文部大臣から審議会に検討を要請いたしました。その際、必ずしも法改正を前提とするものではないが、できる限り幅広く、

かつ可能な限り精力的に審議し、早期に考へ方を取りまとめてほしい旨述べていただいております。

宗教法人審議会の委員は十五名ですが、このうち十一名は宗教家であり、四名が宗教に關する学識経験者という構成になっております。審議会の会長は、宗教法人法の規定により、委員の互選で選ばれ、審議会を総理することとされておられ、会議の運営は会長にゆだねられておられるところであります。

宗教法人審議会においては、文部大臣からの要請を受けて、去る四月二十五日以来二度の審議を行った後、論点の整理を行うための特別委員会を設けることといたしました。この特別委員会は、宗教家が五名、学識経験者が三名の計八名で構成されております。

特別委員会では、所轄のあり方、情報開示のあり方、活動状況の把握のあり方の三点を優先課題とし、論点をこれらに絞つて六月以来夏休み返上で精力的に審議を行つてきましたが、その間において、委員の中から強い反対があつて会議が紛糾したというようなこともなく、肅々として議事が進められたのであります。

九月五日には、特別委員会ですれまで六回にわたり審議されてきた内容を整理して審議会総会に報告され、これに基づいて各項目について審議が行われました。この後、さらに二度にわたる特別委員会で検討した結果が九月二十二日の総会に報告されました。この日の総会では、もう一回審議を重ねたいとの意見があり、九月二十九日に再度審議を行った結果、報告がまとめられたのであります。

平成七年十月三十一日 衆議院會議録第十号

宗教法人法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する松永光君の質疑 宗教法人法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する鳩山邦夫君の質疑

六

九月二十九日の総会では、一部の委員が慎重論を繰返し述べていましたが、かなり時間が経過した時点で、会長が論点は既に出尽くしている判断し……(発言する者あり)

○議長(土井たか子君) 静かにしてください。静かに。

○國務大臣(島村宣伸君)(続) 会長に一任いただけないかと提案したところ、一部にはなお慎重に審議すべきだという意見もありましたが、大方の委員は一任について異論はなく、会長に一任されたものであります。したがって、最終的に会長一任に反対した委員はごく少数でありました。

会長が文部大臣に報告書を提出した際には、一任に至る経緯にも触れてコメントしており、また談話としても公表をしているのであって、委員の意見は十分考慮されていると考えております。

以上のように、宗教法人審議会の報告は、行政のルールに基づいて妥当かつ慎重に行われたものであり、一部で言われているように、この問題についてもう一度審議会を開催する必要は全くないものと考えております。(拍手)

次に、所轄庁の区分の変更についてのお尋ねですが、御指摘のとおり、都道府県知事が所轄している宗教法人が県域を越えて広域的に活動している場合、その都道府県知事が活動状況を把握することには、オウム真理教の例を見てもわかるとおり無理があります。したがって、他の公益法人と同様、複数の都道府県で活動を行う宗教法人の所轄庁を文部大臣とすることとしたしております。

なお、所轄庁が都道府県知事から文部大臣にかわっても、宗教法人に対する所轄庁の権限の内容は全く同じであり、また、宗教法人は所轄庁がど

こかにより活動が制限されるものではなく、自由にどこでも活動できるものであります。所轄庁がどこかを定める基準も、境内建物が複数の都道府県にあるかどうかであり、外形的、客観的にとらえられるものとしております。したがって、所轄庁が宗教活動に対し何ら干渉するものではなく、いわずや信教の自由を侵害するものでは全くありません。(拍手)

次に、所轄庁による情報の把握についての御質問ですが、御指摘のとおり、現行法においては、規則の変更等がない限り、所轄庁には宗教法人の実態を把握する仕組みがないわけであり、そのため、今回の法改正では、宗教法人がその目的に沿って活動していることを所轄庁が継続的に把握し、宗教法人法を適正に運用できるようにしようとするため、宗教法人が備えつけることとされている財務関係等の書類の一部を所轄庁に御提出いただくこととしております。

今回提出していただくこととする書類は、宗教法人の管理運営に関する事項を客観的に記載したものであり、所轄庁が宗教法人法の適正な運用を図る上で必要最小限の情報であります。したがって、このような法改正の目的及び提出義務を課す書類の内容に照らして、これが信教の自由の侵害となるようなものではありません。

次に、信者等への情報の開示についての御質問ですが、このたびの改正案では、信者その他の利害関係人で、宗教法人の事務所備えつけ書類等の閲覧について正当な利益があり、かつ不当な目的によるものでない者から請求があったときは、これを閲覧させなければならないこととしております。これは、信者等の一層の利便を図るとも

に、御指摘のとおり、法人の民主的運営と透明性を高め、自治能力の向上を図るためのものであり、先般の宗教法人審議会の報告にも同様のことが指摘されているところであります。

次に、宗教法人に対する報告徴収及び質問についてのお尋ねですが、現行の宗教法人法は、収益事業の停止命令、認証の取り消し、解散命令の請求についての所轄庁の権限を規定しております。しかしながら、現行法では、所轄庁がこれらの規定の事由に該当する疑いがあると考えられる場合でも、これを確認する手段が規定されておらず、そのため、今回の法改正では、収益事業の停止命令等の事由に該当する疑いがあると考えられる場合には、所轄庁は、宗教法人に報告を求め、質問することができるようになっているところであります。

この場合、所轄庁が報告を求め、質問を行うときには、あらかじめ宗教法人審議会の意見を聞いて行うこととしており、宗教団体の信教の自由を妨げることがないよう、適正な手続を踏んで行うよう規定を整備しております。

また、報告を求め、質問をする事項は、これらの規定に該当する事由があるかどうかを確認するために必要なものに限定されております。このため、宗教法人に報告を求め、質問する権限を所轄庁に認めることは、所轄庁が宗教団体の宗教上の行為に介入したり干渉したりするものではなく、したがって信教の自由を侵害するものではありません。

最後に、今回の改正案が特定の宗教団体を念頭に置いた対策ではないことの御確認についてであります。御指摘のとおり、宗教法人法はすべて

の宗教法人を対象とするものであり、特定の宗教団体を念頭に置いたものではなく、この際、明確に申し上げておきたいと存じます。

このたびの宗教法人制度の見直しは、宗教法人法が昭和二十六年に制定されて以来、社会の状況や宗教法人の活動の実態の変化によって、現行制度には実情に合わない面が生じてきているため、これに対応した必要最小限の改正を行うおつもりであります。また、世論調査によれば、国民の間にも法改正を求める声が圧倒的であり、このような世論に迅速にこたえていくことが政府の責任であることから改正法案を提出したものであり、特定の宗教団体を対象としたものでないことは、今回の法案をこらういただければ、どなたにでも御理解がいただけるものと確信しているところであります。(拍手)

○議長(土井たか子君) 鳩山邦夫さん。

(鳩山邦夫君登壇)

○鳩山邦夫君 私は、新進党・民主会議を代表して、ただいま提案理由の説明がありました宗教法人法改正案に対し質問を行います。

おおよそ、世の中には完全無欠な法律など存在し得ないと思えます。したがって、宗教法人法も例外ではありません。もし改正すべき点があるならば、時間をかけて大いにこれを国会で議論していくことに私たちはやぶさかではありません。しかし、宗教法人法のように憲法の最も重要な原則である信教の自由や政教分離と深くかかわっている法律が、政治的な意図や宣伝によってその法律の精神までねじ曲げられてしまうような形で議論されている現状は、まことに憂慮にたえないところ

があり、まさに憲法の危機ではないか、そう考えます。(拍手)

まず第一に、一部政界の巧みな宣伝によって広まりつつある宗教法人法についての誤った認識を取り除くことが必要だと思ひます。

宗教法人法の不備がオウム犯罪を可能にしたとか、オウムの犯罪をここまで野放しにしてしまったのは宗教法人法が甘かったからだとか、そういった宗教法人法の本質を全く知らないで理解できない、そんな誤った議論が横行いたしてあります。オウムの野放しは、宗教法人法に原因があるのではなく、政府が刑法や取り締まり法規を正しく適用しなかった、つまり犯罪事実を放置したこと問題があります。(拍手)

現に、宗教法人法には、宗教法人であるからといって何ら特別の保護を与えるような規定は一つもなく、犯罪を犯せば、個人であれ宗教法人であれ、刑法や他の法律によって規制される点については、個人も宗教法人も何の区別もありません。宗教法人法の任務は信教の自由を保障することであって、犯罪の取り締まりとは何の関係もありません。オウムの犯罪は刑法の任務がなかなか発動されなかったゆえの問題であり、オウム事件を宗教法人法の問題にすりかえることは決して認めるわけにはまいりません。宗教法人法を改正しても、オウム事件あるいは類似事件の再発防止にはほとんど役立たないことは明らかであります。そもそも宗教法人法とはそういう法律ではないわけです。

宗教法人法の改正目的であります、総理は「オウム対策のために宗教法人法を改正するつもりではない。これはもう断言しておきます」と答

弁されましたね。ところが、自民党の山崎政調会長は、読売新聞の紙上座談会において「再発防止が重点で、それだけと言っても過言ではない」と発言し、法改正はオウム事件の再発防止対策であると明言しています。法改正の目的について、総理と与党の幹部の政策責任者が全く反対のことを言っている。政府と与党でこのようない致が生じているのは、そもそも法改正の目的が、本当は全く別のところにもろろみを持っているからではないのですか。どうぞ明確に総理の御答弁を求めます。

また、法改正の目的がオウム対策であるかどうか、予算委員会等での御答弁をお聞きしましたが、もう一度お答えをいただきたいと思ひます。

また、今回の法改正はオウム事件を契機にしたものと説明されていますが、オウムの事件の捜査等の一連の事実経過の中で、宗教法人法が障害になつて捜査がうまくできなかった、そういうことがあつたのかどうか、総理お答えください。

さらに、昭和二十六年の制定以来の社会の変化等に対応して必要な見直しを行うと説明されていますが、これまで現行の宗教法人法でどのように具体的不都合があつたのか、これも総理からお答えください。私の答弁はすべて総理からお願いします。文部大臣の答弁は求めません。

戦前、我が国を支配した宗教法制度は、徹底した国家による宗教の保護と監督、すなわちサポートとコントロールをその基底に置くものでありました。一方、新憲法は、無条件の信教の自由を保障するとともに、これを実質的なものとするため、

国及びその機関が宗教に介入しまたは関与することとを排除するという趣旨の政教分離の原則を定め

たのであります。

そして、宗教法人法における所轄庁は民法上の社団や財団法人に対する主務官庁のような管理監督権を一切有しないところに、際立つた特徴が認められています。これは、憲法の政教分離の原則、すなわち国家権力は宗教に介入しまたは関与しないとする厳格な原則に由来するものであることは言うまでもありません。にもかかわらず、宗教法人に報告を義務づけたり、所轄庁に質問権を認めたりすることは、信教の自由という憲法の大原則に反するものではありません。総理の見解を求めます。

また、総理は、今回の法改正について「政争の具とする意図は全くない」とおっしゃっています。一方、自民党の亀井組組長は、テレビ番組で公然と、「改正法のねらいは新進党対策だ、選挙対策だ」、こういう暴論を吐いています。また、特定の宗教団体と新進党をターゲットにして、もう一〇〇％というか一二〇％絶対にあり得ない事実関係をでっち上げて、デマ発言を続けているのでございます。そういうデマ宣伝に対しましては、新進党は本日、海部党首名で告訴の手續をとりましたことを御報告いたします。

(拍手)
そうやって、選挙対策等、国民をあぐまでだまし切ろうとしているのが民主主義でありましようか。自由民主党という、民主をつけている政党ならば、そういうことはやめるべきだ。反省を求めます。

政府首脳、通産大臣にもお尋ねをいたしますが、一議員の発言だから政府は関係ない、党の正式な見解ではないなどというような責任逃れはで

きないと思ひます。現に亀井さんの名前で公式文書も出ておりますから、総理、そして自民党総裁である橋本通産大臣は、与党幹部が法改正を政争の具としている実態、選挙対策だ、新進党対策だ、そういう事態をどう受けとめられるのか、率直にお答えください。

今回の宗教法人審議会の最終報告は、委員の合意に基づいたものではないと断言したいと思ひます。

去る十月十七日、二十五日の両日、文部大臣に、審議会の約半数に当たる七名の委員から、審議会の手続のあり方に疑問があると審議会再開の申し入れ書が提出されました。これに対して文部大臣は、大方の意見も出尽くし、ごく一部を除いては会長一任に賛成し、会長がその報告をまとめたとしておられますが、その委員の申し入れ書によれば、大方の委員が、いいですか、逆に、大方の委員が慎重審議を重ねるよう求めたにもかかわらず、その意見が全く無視され、文化庁の事務当局案とほぼ同様の報告がまとめられたと、全く逆の主張をしているではありませんか。これは審議会としてはまことに異例で、前代未聞の報告書であると断ぜざるを得ません。(拍手)

我々は、決して宗教法人法見直し論議を避ける気はありません。静かな環境の中でとことんまでじっくりと時間をかけて議論をすべきであります。当初は二、三年かけて議論することでもありました。しかしながら、政党の御都合主義により、自民党は、七月の参議院選挙の大敗北と次期総選挙への危機感から、今度は一転して法改正を急ぐよう文部省に圧力をかけてきました。こんな状態で改正案を提出させていいんでありません

うか。

我々は、議院運営委員会や予算委員会の場で、審議会の実態を明らかにすべきだと主張してまいりました。約半数の委員から審議会再開が要求され、それを受け、我々は議事録の公開を求めたのであります。にもかかわらず、政府は、審議会の議事録は非公開を前提としていると強弁していますが、公開されれば何か非常に都合の悪いことでもあるのでしょうか。総理、若干推測も含んで結構ですからお答えください。九月二十九日の「審議会等の透明化、見直し等について」の閣議決定にも反しているのではないのでしょうか。この点についても総理にお伺いをいたします。

政府は、十月十七日に今回の法改正案を閣議決定していますが、通常の法案手続をとらずに、事前の事務次官会議にも諮られておりません。なぜ政府・与党はこれほどまでに性急に宗教法人法改正を急ぐのでありましょうか。何か裏に政治的な意図が隠されているのでしょうか。その経過内容を御説明いただきたい。明快な答弁を求めるものでございます。

今回の改正案で、宗教法人に対しては、いわば情報公開、情報開示を求めているが、宗教法人審議会の議事録については公開するのは嫌だといつてこれを公開しないのは全く理解できない。

「まず随より始めよ」という言葉があるでしょう。人にこうしろと言ったならば、自分が先にやるべきなんです。宗教法人に情報開示を求めるならば、自分たちが議事録を明らかにすることが先だと私は思います。(拍手、発言する者あり)

○議長(土井たか子君) 静かにお願いします。静かにしてください。

○鳩山邦夫君(統) さて、オウム真理教の一連の事件を通じて、国民は政治に対し何を求めているのか。それは、オウムのような特殊テロ組織が再び発生し、無差別殺人等のテロ犯罪を繰り返すことのないよう再発防止策を講ずることであります。そのために、まずオウム事件についてあらゆる観点から総合的な検証を徹底して行う必要があります。よって、早急に専門家等によるオウム事件検証のための調査検証機関を設置すべきであります。さらに、特別立法や現行法改正を含むオウム事件再発防止のための実効ある諸施策を一日も早く実施すべきであると考えますが、政府の具体的な対応について総理の見解をお伺いします。

村山総理は、オウム真理教に対する破防法の適用について当初は慎重な姿勢を見せておられましたが、法務省・公安調査庁から解散請求に向けての証拠が固まった旨の報告を受け、九月二十七日には、政治判断することではないとお述べになったのです。ところが十月三日には、態度を一変して、法務当局に対し慎重に対応するように指示する。またかわって十月五日には、政治判断を加える考えのないことを表明される。十月十一日には、弁明手続開始決定の前に行政上の指示を行うかのような発言をするに至りました。

なぜ、このように破防法に関しては、総理の御発言というのはくるくる猫の目のように変わるのでしょうか。真意はどこにあるのか、明確な答弁を求めます。

公安調査庁において十分な証拠固めを終わって、後は法律の規定ののっとって手続を進めようという段階に至って、総理は一体どのような指示を出すのでしょうか。具体的な答弁を求めます。

マスコミがいろいろな批判するから、あるいは社会党が反対だからといった理由で、総理がオウム真理教に対する破防法の適用に消極的になったとすれば、あなたが常々口にしている、国民世論に的確に対応する、そんな政治をやるとおっしゃっているのは全くうそで、あなたが気にしているのはマスコミと社会党だけだということが明確になると思っています。

昨日、東京地方裁判所がオウム真理教の解散命令を決定いたしました。これは、所轄庁である東京都と検察官からの申し立てに基づく、宗教法人法による宗教法人としての解散を命じたものでございいます。ですから、この決定により行われるのは、あくまでも宗教法人の解散であって、世にも危険きわまりないオウム真理教という任意の宗教団体は、解散が命令されてもこの世に残るわけだ。

現に我が国には十八万四千の宗教法人があり、他に約十万人の法人ではない宗教団体、任意の宗教団体が存在しているわけで、オウム真理教を解散すれば、オウム真理教はそのいわゆる任意の宗教団体に変わるだけであります。こういうことであれば、いかに宗教法人法によって法人が解散されたとしても、国民は全く安心できないのであります。

国民にとって安心できる世の中を回復するためにはオウム真理教を根絶する必要がある、そのためには、総理、破防法をきちんと適用することなんです。破防法によってオウム真理教を徹底して取り締まることを国民は大いに期待しているのではありません。(拍手)

総理、あなたは、破防法は合憲であると明言さ

れているのですから、法の定める手続に従うべきであり、それが国民の安全を預かる危機管理の最高責任者としてとるべき道であると思いますが、見解をお伺いしたいと思います。

最後に、オウム問題に対する政府の対応の甘さ、新進党の主張する破防法適用問題から目をそらさせるために宗教法人法改正を持ち出し、日本全国のすべての宗教団体を、いわば信教の自由とか政教分離というような点で、そういうすべての宗教団体を危機に陥れるような、そんな政府・与党の政治姿勢に私は警鐘を乱打したい。

本来ならば、いいですか、きょうは特別委員会が設置されました。我々は反対しましたが、特別委員会が設置されました。しかし、本来ならば、オウム根絶、類似事件の未然防止のための特別委員会こそ設置すべきだったではありませんか。(拍手) それを、オウム根絶のための特別委員会をつくるべきところを、これを宗教法人法の改正のための特別委員会にすりかえるというのは、もうあきれて物が言えません。

真に国民の安全と安心を確立しようとするなら、今一体何をすべきか、政府・与党の猛省を促して私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣村山富市君登壇) 鳩山議員の質問にお答えをいたします。

宗教法人法改正の目的についてのお尋ねでありましたが、このたびの宗教法人法の改正は、オウム真理教事件を契機としつつも、先ほども御答弁申し上げましたが、昭和二十六年、現行法が制定されて以来の社会の変化や宗教法人の実態の変化に対応するため、必要最小限の改正を行うものでござ

ざいます。

また、今回の法改正がオウム対策かどうかという点についての御質問でございますが、宗教法人法は、宗教法人の規制、取り締まりのための法律ではありませんので、オウム真理教事件の再発を宗教法人法の改正のみによって防止することは困難であり、今回の改正もそのようなことを直接的な目的とするものではございません。

ただ、今回提出した改正法案が成立すれば、宗教法人の管理運営の民主性や透明性が高まり、所轄庁も宗教法人の実態を今よりも把握できることになり、宗教法人の不適切な運営の防止に資するものと考えております。(拍手)

次に、オウム事件の捜査の中で、現行宗教法人法が障害になった点があったのかとお尋ねですが、警察においては、捜査対象がいかなる団体であろうとも、法に触れる事実を認知すれば厳正に対処してまいりましたし、今後とも、その姿勢は堅持していくものと承知をいたしております。

次に、宗教法人法の改正の背景についてのお尋ねですが、宗教法人法が昭和二十六年に制定されて以降、都市化の進展、家族と地域の変化などの社会状況の変化が見られる、宗教法人の実態も変化しており、制度が実情に合わない面が生じてきておることは、皆さん御案内のとおりであります。

例えば、都道府県にまたがって広域的に活動を展開する宗教法人について、所轄庁である都道府県知事は、他の都道府県での宗教法人の活動に対して適切な対応が困難になっております。また、現行法では、収益事業の停止命令、認証の取り消

し、解散命令の請求については所轄庁の権限が規定されておりますが、今回のオウム真理教事件でも明らかにしたように、そのような事由に該当する疑いがある場合でも、所轄庁が実態を把握するための手段が規定されておられません。このような問題に対処するため、今回の法改正では必要最小限の改正を行うものでございます。(拍手)

次に、宗教法人法改正が信教の自由等を侵すことにならないのかとお尋ねですが、政府といたしましては、宗教法人審議会の報告を尊重し、信教の自由と政教分離の原則を遵守しつつ、宗教法人制度の適正な運用を確保するため、宗教法人法について必要最小限の改正を早急に行う必要があると考え、法案を提出したものでございまして、御指摘のような信教の自由や基本的人権を侵すことにはならないものであると考えております。

次に、亀井議員の発言についてお尋ねでございますが、亀井議員は、政治家としての自身の見識に基づいて発言されたものでございまして、私が云々すべき筋合いのものではございません。ただ、この改正案は、特定の宗教団体や政党を対象にすることを意図したものではありません。

次に、宗教法人審議会の議事録公開についてのお尋ねですが、同審議会は、これまで中立公正な発言を確保するとの観点から非公開を前提に審議が進められてきた経緯がございます。今回の審議に関する議事録を公開することは、宗教法人のプライバシーの保護や委員との信頼関係の点からも適当でないと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。(拍手)

また、九月二十九日の閣議決定との関係であり

ますが、この閣議決定は、行政における政策形成の透明性の確保等を図ることを主眼としたものであります。このため、行政処分、不服審査等を審議する審議会は適用対象から除くことにいたしております。宗教法人審議会の所掌事務の中核は、行政処分である認証や不服審査等の調査審議であります。それらに関連をして、制度問題について取り扱うことができることになっておりますが、この場合におきましても、個々の宗教法人の事例に触れることがあることから、宗教法人審議会は審議会全体として適用の対象外とされたものでございます。

次に、宗教法人法改正案の閣議決定に至る経過内容と法改正を急ぐ理由についてのお尋ねですが、法案の政府案の決定に当たりましては、与党の調整を踏まえて可及的速やかに閣議決定を行うこととしておりました。

今回の宗教法人法改正案につきましては、十月十六日正午の事務次官会議等で趣旨及び内容の事前了解を得た上で、同日午後の与党の了承を得て、速やかに翌十七日の定例閣議において閣議決定を行うとともに、閣議後最初の事務次官会議で報告したものであり、手続上何ら問題はないと考えております。

また、本法案につきましては、多くの国民が宗教法人法の改正を求めている、このような国民の期待に迅速にこたえることが政府の使命であると考えておりますので、国会に提出をした次第でございます。(拍手)

次に、オウムのような特殊な組織によるテロ犯罪の再発防止策についてのお尋ねですが、オウム事件につきましては、今なお捜査当局にお

いて徹底した捜査が行われております。また同時に、関係機関において、この種事案の再発防止のための分析、対策の検討が進められております。政府としては、今回のオウム事件を踏まえ、警察等において、平素からテロ行為を行うおそれのある集団に関する確かな情報収集を行うとともに、関係省庁において、関係法令を活用し、銃器や大量殺りく用兵器として使用される可能性のある物質等の規制を強化し、武器等の根絶に努め、国民の安全の確保に万全を期してまいらる所存でございます。

次に、破防法の適用についての私の言動についてお尋ねがございました。

オウム真理教が引き起こした一連の事件につきましては、犯罪史上類例を見ない極めて凶悪な犯罪であり、こうした事件を再び許すようなことは絶対にあってはならないものでございます。昨日も、東京地裁において宗教法人法に基づくオウム真理教に対する解散命令が出されましたが、今後この決定が確定されれば大きな意義があるものと考えております。

破防法の適用につきましては、国民の基本的人権に重大な関係を有し、その適用は法と証拠に基づきまして厳正かつ慎重になされるべきものでございます。また、この手続は準司法的な手続としての色彩が強いものでありますが、破防法所定の団体規制の請求が一つの行政処分である以上、その適用に当たっては、総理大臣にも行政の長としての責任があるものと考えております。

以上申し上げました私の見解は、終始一貫して申し上げておるところでございまして、何らの変更を来したものではありません。(拍手)

平成七年十月三十一日 衆議院會議録第十号

宗教法人法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する鳩山邦夫君の質疑 宗教法人法の一部を改正する法律案の趣旨説明
に対する山原健二郎君の質疑

次に、公安調査庁が破防法適用に向けての手続を進める段階で具体的にどのような指示を出すのかとのお尋ねであります。

破防法の適用の可否につきましては、あくまでも、先ほども申し上げましたが、法と証拠に基づいて法的に判断されるべきものであり、その上に政治的な判断を加えるべきものではないと考えておりますが、この問題は国民の基本的な人権にも重大なかわりを持つものでございますだけに、法務当局に対しましては、その法的判断を誤ることのないように厳正かつ慎重に対処するよう意見を伝えております。そして、今後ともこの考え方で臨むつもりでございます。

次に、破防法の適用については、法と証拠に基づき、破防法所定の団体規制の適用要件に合致するか否かを厳正かつ慎重に判断すべきでございます。特に、法が団体規制の要件としている将来への危険性については、御指摘のような国の危機管理、国民の安全確保という観点から、これらについての判断は重要であると考えております。残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇)

○国務大臣(橋本龍太郎君) 鳩山議員からの御質問にお答えを申し上げます。

私は、亀井議員は、宗教法人法改正の必要性、政教分離の問題について亀井議員としてのみずからの信念に基づき、御自分の議論を展開されたと考えております。そして、いづれにしても、このような問題を二度と起こしてはならないという国民の願いの中に、この宗教法人法の改正問題も浮上してまいりました。

私は、この問題について、あらゆる問題を含めて国会の場で広く議論を深めていただくことが大切だと考えております。(拍手、発言する者あり)
○議長(土井たか子君) 静かにしてください。(発言する者あり)静かにしてください。

○議長(土井たか子君) 山原健二郎さん。

(議長退席、副議長着席)

(山原健二郎君登壇)

○山原健二郎君 日本共産党は、信教の自由と政教分離の原則を現在も将来にわたっても一貫して堅持することを党の綱領に明記している政党であります。私は、この立場から日本共産党を代表しまして、宗教法人法の一部を改正する法律案について質問をいたします。

オウム真理教による、天人ともに許さざる未曾有の残虐かつ極悪非道の犯罪事件が繰り返された。オウムと毅然として闘った坂本弁護士一家は、国民の願いもむなしくついに帰らぬ人となったのであります。御遺族並びに関係者の無念は察するに余りあります。この壇上をかりまして、オウム犯罪の犠牲となったすべての方々に対しまして、謹んで哀悼の意をささげるものであります。このような事件の再発を断じて許してはなりません。まず、この点に関して総理大臣のかたい決意を伺うものであります。

この問題でまず問われるのは、行政機関並びに警察などの対応が一体どうであったかということでありです。

一連のオウム事件の原点ともいえる坂本一家拉致殺人事件に対して、警察当局はつい最近まで坂本一家失踪事件として対応してまいりました。初

動捜査のおくれから、遺体発見まで六年もの長い年月を費やしたのであります。去る十月二十二日の合同葬儀には二万六千人の人が会葬されたといわれ、国民の悲しみと怒りがいかに深いかを如実に物語っています。

坂本都子夫人のお父さんの大山友之さんは、なぜこれが失踪事件として扱われたのか、なぜ六年もの歳月を必要としたのか、この疑問が解明されることを強く期待すると述べておるのであります。このことを予算委員会に取り上げた我が党の松本議員の質問に対しまして、野坂官房長官は、申しわけないと答弁されたのであります。この問題で総理自身の率直な見解を求めるものであります。

坂本事件に対して警察が素早い対応を行っていたならばサリン事件など未然に防げたはずであり、また、当初から社会的に大きな問題を抱えたオウムのような集団を宗教法人として認証しなかったら、あるいは初期の段階で認証取り消しを行っていたら、今日の事態にならなかったのではなかつたかというのも、国民の率直な疑問であります。こうした警察当局や行政の対応のおくれ、問題点について総理の見解を伺うとともに、今後の厳正なる対処を求めるものであります。

宗教法人を隠れみのにしたオウム真理教の凶悪事件は、こうした警察や行政の怠慢を明らかにするとともに、現行宗教法人法の矛盾、不合理を浮き彫りにしました。憲法で保障された信教の自由と政治と宗教の分離という大原則を守りながら、こうした現実即して宗教法人法を改定することは、国民の圧倒的多数の声であります。国会は、国民と宗教者の合意を得ながら冷静に審議を行

い、国民の願いにこたえるべきであります。この基本的態度について、総理並びに文部大臣の見解を求めるものであります。

続いて、宗教法人法の基本的性格について伺います。

宗教法人法の基本的性格について、これをノーサポート・ノーコントロールだという論を展開している党があります。

しかし、第一に、宗教法人法は、憲法が保障する信教の自由と政教分離を前提として宗教団体に法人格を与え、これを公益法人並みに扱い、税の軽減措置などの社会的権利を与えているのであります。この点では、サポートすなわち支援を規定しているものであります。

第二に、そういう権利に伴う宗教法人側の責任として、財産目録の作成、事業収益の使途の制限などを規定し、その社会的責任を保障するための所轄庁の権限として、収益事業の停止命令、認証の取り消し、法人解散請求などを定めているものであります。認証さえ受ければ宗教法人は何をやっても自由というのではなく、社会的に守るべき一定の規範、この限りではコントロールという側面も定められているのであります。

ノーサポート・ノーコントロールという議論は、こうした法律の基本を曲解したものと一言わざるを得ませんが、総理並びに文部大臣の明快な説明を求めます。

次に、今回の宗教法人法の一部を改正する法律案の内容について伺います。

法案は、複数の都道府県で宗教活動を行う法人の所轄庁を文部大臣に改めるとしています。この宗教法人法が制定された当時は、単立の宗

教法人が他の都道府県で活動することは想定されていませんでした。ところが、オウム真理教の場合に典型的にあらわれたように、都知事認証でありながら主たる活動拠点を山梨、静岡、熊本などに置いたため、山梨の住民が東京都に対してオウムの認証取り消しを求めたとしても、都内ではトラブルが起きていない、山梨のことはわからないといふ取り合なかつたという事実さえ生じたのであります。

所轄庁が宗教法人の必要最小限の活動状況を把握できなければ、法律に定められた所轄庁としての本来の責任を果たせないのは明白であります。こうした不合理を正す意味でも、複数の都道府県にまたがって活動を行う宗教法人の所轄を国に移すことは当然と考えます。

現行法でも、包括宗教法人である三百七十三法人が文部大臣の所轄になっていきます。これらの団体から、それゆえに国家統制により信教の自由が侵害されているという苦情がこれまであったのか。あったとすれば、その件数、理由などについて明らかにするとともに、資料の提出を求めるものであります。

また、現在、複数の都道府県で宗教活動を行い、文部大臣所轄となっていない宗教法人はどれだけあり、その代表例を都知事認証の団体で規模の大きい順に示していただきたい。文部大臣に答弁を求めるものであります。(拍手)

次に、信者等に対する閲覧による情報開示についてであります。宗教法人が公益法人並みに位置づけられ、税制上の優遇を受けている以上、一定の範囲での財務・会計の透明性確保は当然と言わなければなりません。(拍手)とりわけ宗教法人

が信者らの献金、寄附などによって維持されていることを考えれば、それらの書類を信者らが閲覧できるようにすることは当然であり、宗教法人の公正な運営の確保にもつながるものではないでしょうか。

また、オウム真理教の場合、一千億円の財産を持っていると言われながらも、その使途などが全く不明で、結局はサリンの製造や武器などの製造開発に使われていました。所轄庁が少なくともこれら財務・会計書類を定期的に把握できるようにすることも、また当然のことです。

さらに、収益事業の停止、認証の取り消し、解散命令の請求に該当する疑いがあるとき、その宗教法人に対して、業務または事業の管理運営について報告を求めるとともに、代表役員などに質問することができるようになっていることも、国民の目から見ても当然のことと思います。(拍手)

国民の中には、オウムの問題にとどまらず、宗教と政治の問題についての大きな疑惑と不安があります。とりわけ政教と宗教団体の癒着の問題は、我が国の自由と民主主義の発展にとってゆるがせにできない重大問題であります。

政教と宗教団体が互いに癒着し利用し合う、そのあしき関係の問題の一番最近のあらわれとして、宗教法人法改正をめぐって田沢前法務大臣と新進党の質問者の間で、大臣がこの法案に反対する立場をとっていることを理由に、宗教団体からの二億円やみ融資問題に関する質問を取り下げるという事実上の裏取引が行われた疑惑、すなわち国会の審議権がじゅうりんされた疑惑は、放置するわけにはまいりません。

一方で特定の宗教団体から二億円の融資を受

け、それをもみ消すために質問項目削除を要請し、一方は他の宗教団体の意を体して質問削除したというものであれば、まさに宗教と政治の醜悪な関係そのものではありませんか。

総理は、双方が否定しているからもう追及してもしようがないなどと、疑惑にふたをするという態度をとり続けました。この疑惑には幾つかの明白な根拠があります。総理、宗教と政治の関係にまかかわるこの疑惑に對しまして、真相解明のための積極的な対応をすべきであると思いますが、いかがですか。

宗教者や宗教団体がみずからの宗教的良心や信条に基づいて政治的社会的活動に参加するのは当然であります。しかし、宗教団体が団体として丸ごと特定の政党や政治家を支援することになると、それはその成員の政治的信条や政治活動の自由を踏みにじることになるばかりか、宗教を政治の道具に変えてしまうことにさえなると断ぜざるを得ません。(拍手)

田沢前法務大臣に巨額のやみ融資を行った宗教団体だけでなく、少なくとも宗教団体が選挙の際に団体として特定政党、特定候補者を推している。村山内閣の多くの閣僚もこういう形で宗教団体の推薦を受けている者がおります。この問題は是正すべきものと考えませんか。また、現在の日本有力な野党が巨大な宗教団体の組織ぐるみの応援を受けていることを問題だとお考えになりますか。(拍手)総理の見解を求めるものであります。

ことしの参議院選挙では、特定宗教団体の依頼で、安田火災や日動火災など損保業界が挙げての特定政党の票集めをしていたことが判明しており

ます。これは、特定候補者を当選させるために直接的利害関係を利用して有権者や選挙運動者を動かした場合、利害関係利用誘導罪に当たるとした公職選挙法に抵触する疑いが持たれているのであります。

この宗教団体は、特定政党を支持し活動するために、選挙が近づくと、ほとんど政治団体と化し、宗教施設を選挙活動に使い、信者を動員しているものであります。その団体は、一度は政教分離を国民に約束しながら、教義を広めるためには政治の力が必要と、まさに政教一体の活動を強めているのであります。

政党が宗教団体を選挙で利用し、一方、宗教団体は教団の利益を守るために政党を利用する、こういう政教一体の関係そのものが政教分離の民主主義原則に反するものではありませんか。(拍手)こういう宗教法人の活動が妥当であると考えておられますか。総理の明快な見解を求めるものであります。

昨日、オウム真理教に對しまして宗教法人法による解散命令が出されましたが、これは当然のことであり、歓迎するものであります。信教の自由のみならず、思想、信条、集会と結社の自由弾圧法である憲法違反の破防法を絶対に適用することはあってはなりません。

このことを私は強く主張いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣村山富市君登壇)
○内閣総理大臣(村山富市君) 山原議員の質問にお答えを申し上げます。

オウム真理教が起こした事件の再発防止についてのお尋ねであります。オウム真理教が引き起

しました一連の事件につきましては、犯罪史上類を見ない極めて凶悪な犯罪であり、こうした事件を再び許すようなことは絶対にあってはならないものと考えております。

オウム事件につきましては、今なお捜査当局において徹底した捜査が行われております。また同時に、関係機関において、この種事案の再発防止のための分析、対策等の検討が進められております。政府といたしましては、今回のオウム事件を踏まえ、警察等において、平素からテロ行為を行うおそれのある集団に関する確な情報収集を行うとともに、関係省庁において、関係法令を活用し、銃器や大量殺りく用兵器として使用される可能性のある物質等の規制を強化し、武器等の根絶に努め、国民の安全の確保に万全を期してまいり所存でございます。

次に、坂本弁護士事件につきましては、神奈川県警察において、事件発生直後から、坂本弁護士一家が何らかの犯罪被害に遭っている可能性が極めて高いものと判断をし、百数十名から成る捜査本部を設置の上、広範な捜査を鋭意進めてきたものと報告を受けております。もとより犯罪捜査は、適正な捜査手続により、証拠に基づき、一步一步着実に事犯の真相解明を行うものであり、そのような捜査を積み重ねた結果、先般被疑者の検挙に至ったものと承知をいたしております。

しかしながら、一日千秋の思いでお待ちになっておられた御遺族の方々から見れば、まことに長い年月であり、その心情は察するに余りあり、衷心よりお悔やみを申し上げる次第でございます。次に、オウム事件の問題点として、警察当局や宗教法人の認証取り消しなどの行政の対応のおく

れを指摘されたところでありますが、まずオウム真理教関連事件につきましては、警察当局において、事件発生直後から所要の捜査体制のもとで証拠に基づき事実を一つ一つ積み重ねて事犯の真相解明を行ってきたところでございますが、我が国犯罪史上類を見ない凶悪な犯罪であり、かつ、組織的な証拠隠滅がなされたため捜査は困難をきわめ、長期間に及んでいることは御承知のとおりでございます。捜査当局による徹底した捜査は今もなお行われておりますが、今後、今回の捜査の教訓を踏まえ、こうした事犯に対する捜査体制の一層の整備が行われるものと考えております。

次に、宗教法人法の認証取り消しについては、認証後一年以内に限り得るものであり、オウム真理教が認証を受けた平成元年八月から一年以内の時期において、認証時に宗教団体としての要件を欠いていると判明したわけではなかったため、認証の取り消しはなされなかったものと承知をいたしております。

また、厳正なる対処を求めていく私の決意であります。今後とも、関係行政機関が緊密な連携のもと、関係法令の規定に従い、厳正かつ適切に所要の措置がとられるよう徹底を期してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、法案審議に必要な資料を速やかに提出すべしとの御意見がありますが、宗教法人法の改正は多くの国民の期待するところであり、この法案審議に必要な資料については可能な限り提出をしていく所存でございます。

ただ、宗教法人審議会の議事録につきましては、同審議会は、これまで中立公正な発言を確保するとの観点等から非公開を前提に審議が進めら

れてきたところでございますが、今回の審議に関する議事録を公開することは、そういう意味におきまして、宗教法人のプライバシーの保護や委員との信頼関係の点から適当ではないと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、宗教法人法の基本的性格についての御質問でございますが、宗教法人法は、宗教団体の目的達成に資するため宗教団体に法人格を与えることを目的とするものでございます。そして、法人格を与えられたことに伴い、宗教法人の側として、宗教法人の公共性に対応した公正な管理運営を確保する責務があると考えられます。そのため、宗教法人の管理運営について法律に所要の規定を置き、その適正を図ることとしておるところでございます。

このように、宗教法人法は、所轄庁の認証により宗教団体に法人格を与える一方で、宗教法人の適正な管理運営を図るための所要の規定を置いておるところでございます。ノーコントロール・ノーサポートというのがどのような趣旨であるのか必ずしも明確ではありませんが、国として宗教法人に対して全く関与しないという趣旨であるとするならば、宗教法人法はそのようなものではないと考えております。

次に、田沢前法務大臣の件に関する真相解明についてのお尋ねでございますが、本件につきましては、政治に対する疑惑を惹起するようなことがいささかなりともあってはならないとの考えのもとで、これまでも可能な限り事実関係を究明し、その内容を明らかにしてきたところでございます。その結果、御指摘のようないわゆる裏取引と見られる事実はなかったものと認識をいたしてお

ります。

なお、田沢前法務大臣からは、このまま閣内にとどまることによって補正予算等の国会審議等に混乱が生ずるようなことを避けたいとして辞表が提出されたものでございますから、これを受理したものでございます。

次に、宗教団体と選挙についての御尋ねでございますが、一般論として申し上げれば、宗教団体は政治活動を禁止されておらず、政党や候補者を支援することも、公職選挙法の規定に従う限り、行うことができるものと承知をいたしております。

次に、政教分離についてのお尋ねであります。憲法の定める政教分離の原則は、信教の自由を保障するものとするため、国その他の公の機関が公権行使の場において宗教に介入をし、または関与することを排除する趣旨であつて、宗教団体が政治活動を行うことを排除する趣旨のものではありません。したがって、特定政党と宗教法人とがお互いに協力する事態があつたとしても、そのことだけで政教分離の原則に反するものではないと思ひます。

なお、宗教法人につきましては、宗教活動を行うことを主たる目的とするを要件として法人格を取得しているものでございますから、宗教法人が選挙活動を行うことを主たる目的とするようなことは宗教法人法上予定されていないと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

〔国務大臣島村宜伸君登壇〕
○国務大臣(島村宜伸君) 山原議員の御質問にお答えいたします。

まず、法案審議に必要な資料を速やかに提出すべしとの御意見ですが、宗教法人法の改正は多くの国民の期待するところであり、この法案審議に必要な資料については文部省としても可能な限り提供していく所存であります。

ただ、宗教法人審議会の審議については、これまで非公開を前提に審議が進められてきた経緯があります。これは、個々の処分に関する審査についてはもとより、制度に関する審議を行うときでも個別の宗教団体の事例に触れる場合があり、中立公正な発言を確保するため審議を公開しない方が適切と考えられるからであります。

今回の審議についても、今申し上げた考え方に立ち、非公開を前提に審議を進めてきた経緯があり、プライバシーの保護や委員との信義の観点から、議事録の全面公開は差し控えたいと考えます。しかしながら、宗教法人審議会の審議状況については、国民の高い関心にこたえるため、これまで、審議会の会議終了の都度、記者クラブへの説明を行い、情報提供には十分意を用いてきたところであり、御理解を賜りたいと存じます。

次に、宗教法人法の基本的性格はノーコントロール・ノーサポートとする議論についての御質問でございますが、宗教法人法は、宗教団体の目的達成に資するため宗教団体に法人格を与えることを目的とするものであります。そして、法人格を与えられたことに伴い、宗教法人の側としても、宗教法人の公共性に対応した公正な管理運営を確保する責務があると考えられます。そのため、宗教法人の管理運営に関しては責任役員制を設けるとともに、重要事項については信者等に知らせるための公告制度を定めております。また、収

益事業の停止命令、認証の取り消し、解散命令の請求などの所轄庁の権限が法律に規定されております。

このように、宗教法人法は、所轄庁の認証により宗教団体に法人格を与える一方で、宗教法人の適正な管理運営を図るための所要の規定を置いていくところでもあります。ノーコントロール・ノーサポートということがどのような趣旨であるのか必ずしも明確ではありませんが、この言葉が国として宗教法人に対して全く関与しないという趣旨であるとすれば、宗教法人法はそのようなものではないのであります。

最後に、文部大臣所轄の宗教法人から、文部省所轄ゆえに国家統制により信教の自由が侵害されたという苦情があったか、また、都道府県所轄の法人で複数の都道府県にわたり宗教活動を行う宗教法人の数はどれだけの数か、さらに、東京都知事所轄で代表的な法人名について示せとの御質問であります。宗教法人法は憲法の定める信教の自由、政教分離の原則にのっとり制定されており、これに基づく所轄庁の事務の執行もまたこの原則に従って行われることは当然であります。

宗教法人の所轄庁には文部大臣と各都道府県知事がありますが、宗教法人法上両者の権限に違いはありません。したがって、お尋ねのように、文部大臣の所轄する宗教法人が文部大臣所轄ゆえに国家統制を受け、信教の自由を侵害されたという苦情などは聞いたことがありません。

また、都道府県知事所轄で、複数の都道府県にわたり宗教活動を行っている宗教法人の数については、現行法では宗教法人の宗教活動の状況を把

握できないため正確な数を申し上げることは困難ですが、他の都道府県に境内建物と備えており、法改正により文部大臣所轄となると見込まれる宗教法人の数は、現時点ではおおよそ数百程度と推測いたしております。

なお、複数の都道府県で宗教活動を行い、文部大臣所轄となっていない法人で、その代表例を知事認証の団体で規模の大きい順に示せとのことですが、現在、宗教法人の規模については正確な把握はできておりませんので、お答えできません。ことを御理解いただきたいと思います。

○副議長（鎌岡兵輔君） これにて質疑は終了いたしました。

○山本有二君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○副議長（鎌岡兵輔君） 山本有二君の動議に御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（鎌岡兵輔君） 御異議なしと認めます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○副議長（鎌岡兵輔君） 租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長久間章生君。

租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書
（本号末尾に掲載）

（久間章生君登壇）

○久間章生君 ただいま議題となりました法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、株式市場の活性化の観点から、上場会社等による利益をもつてする株式の消却の促進を図るため、上場会社等が株式の利益消却を行った場合のみなし配当について、特例措置を講じようとするものであります。

以下、その主な内容を申し上げます。

まず、上場会社等が利益をもつてする株式の消却を行った場合には、その消却された株式に対応する資本の金額のうち消却されなかった株式に対応する部分の金額については、みなし配当課税を行わないこととしております。なお、法人株主については、受取配当として申告することを選択できるものとしております。

次に、公開買付けによる株式の消却に応じた個人株主が交付を受ける金銭の額のうち資本等の金額に対応する金額を超える部分の金額については、みなし配当課税を行わず、株式の譲渡による所得として課税することとしております。

これらの措置につきましては、この法律の施行の日から平成十一年三月三十一日までの間に、利益をもつてする株式の消却を行った場合について適用することとしております。

本案は、去る十月二十五日武村大蔵大臣から提

案理由の説明を聴取した後、直ちに質疑に入り、同日質疑を終局いたしました。次いで、本日採決いたしましたところ、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(鯨岡兵輔君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(鯨岡兵輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○山本有二君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

尾身幸次君外八名提出、科学技術基本法案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○副議長(鯨岡兵輔君) 山本有二君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(鯨岡兵輔君) 御異議なしと認めます。

科学技術基本法案(尾身幸次君外八名提出)

○副議長(鯨岡兵輔君) 科学技術基本法案を議題といたします。

委員長(報告)を求めます。科学技術委員長野呂昭彦君。

科学技術基本法案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(野呂昭彦君登壇)

○野呂昭彦君 ただいま議題となりました科学技術基本法案につきまして、科学技術委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、資源に乏しく、急速な高齢化を迎える我が国が、経済の国際化の進展の中で、引き続き経済社会の発展と国民福祉の向上を図るとともに、世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的な発展に貢献するためには、科学技術水準の向上を図ることが重要であり、このため、科学技術の振興に関する施策の基本となる事項を定め、科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとするもので、

第一に、「人文科学のみに係るものを除く科学技術を対象としております。

第二に、科学技術の振興は、研究者等の創造性の發揮を旨として、人間の生活、社会及び自然との調和を図りつつ積極的に行われなければならないことを定めるとともに、その振興に当たつての留意事項を定めております。

第三に、科学技術の振興に関する国及び地方公共団体の責務を規定するとともに、その施策の実施に当たっては、国及び地方公共団体が基礎研究の推進に果たすべき役割の重要性、大学における研究の特性に配慮しなければならないことを定めております。

第四に、政府は、科学技術振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、科学技術会

議の議を経て科学技術基本計画を策定しなければならないこととしております。

第五に、国は、多様な研究開発の均衡のとれた推進、研究者等の確保、研究施設の整備、研究開発に係る情報化の促進・交流の促進・資金の効果的使用、研究開発の成果の公開、民間の努力の助長、国際的な交流の推進、科学技術に関する学習の振興等に必要の施策を講ずるものとしております。

その他、所要の規定を整備しております。

本案は、十月二十七日提出され、昨三十日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、本三十一日提出者を代表して尾身幸次君から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑終局の後、日本共産党の吉井英勝君から修正案が提出され、採決の結果、修正案は否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(鯨岡兵輔君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(鯨岡兵輔君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○副議長(鯨岡兵輔君) 本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十五分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 村山 富市君
通商産業大臣 橋本龍太郎君
大蔵大臣 武村 正義君
文部大臣 島村 宜伸君
國務大臣 浦野 休興君
文化庁次長 小野 元之君

出席政府委員

○議長(報告)

(政府委員承認)

一、昨三十日、土井議長は、村山内閣総理大臣申し出の次の者を、第百三十四回国会政府委員に任命することを承認した。

(政府委員任命)

一、昨三十日、村山内閣総理大臣から土井議長あて、三十日議長において承認した清川佑一を、同日第百三十四回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、昨三十日、村山内閣総理大臣から土井議長あて、第百三十四回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 官職名 年月日
 特許庁長 官事務代 氏名 官職名 年月日
 廣沢 孝夫 (解職) 平七・二〇・三

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
 安全保障委員

辞任

補欠

熊代 昭彦君	中尾 栄一君
高橋 辰夫君	村山 達雄君
西村 眞悟君	月原 茂昭君
東中 光雄君	不破 哲三君
中尾 栄一君	熊代 昭彦君
村山 達雄君	高橋 辰夫君
月原 茂昭君	西村 眞悟君
不破 哲三君	東中 光雄君

辞任

補欠

近藤 鉄雄君	七条 明君
志賀 節君	栗原 裕康君
中尾 栄一君	小杉 隆君
村岡 兼造君	御法川英文君
村山 達雄君	岸田 文雄君
左藤 恵君	藤村 修君
月原 茂昭君	広野ただし君
山口那津男君	富田 茂之君
今村 修君	濱田 健一君
細川 律夫君	石井 智君
不破 哲三君	穀田 恵二君
広野ただし君	岩浅 嘉仁君

穀田 恵二君 古堅 実吉君

岩浅 嘉仁君 山田 正彦君

岸田 文雄君 村山 達雄君

栗原 裕康君 志賀 節君

小杉 隆君 中尾 栄一君

七条 明君 近藤 鉄雄君

御法川英文君 村岡 兼造君

富田 茂之君 山口那津男君

藤村 修君 左藤 恵君

山田 正彦君 月原 茂昭君

石井 智君 細川 律夫君

濱田 健一君 今村 修君

古堅 実吉君 不破 哲三君

議院運営委員

辞任

補欠

蓮実 進君	茂木 敏光君
山田 宏君	渡辺浩一郎君
茂木 敏光君	蓮実 進君
渡辺浩一郎君	山田 宏君

(理事補欠選任)

一、去る二十六日、規制緩和に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 岸本 光造君 (理事亀井善之君去る十八日委員辞任につきその補欠)

理事 秋葉 忠利君 (理事奥石東君去る二十日理事辞任につきその補欠)

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

交通安全対策特別委員

辞任

補欠

伊藤 英成君 柳田 稔君

柳田 稔君 伊藤 英成君

一、去る二十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国会等の移転に関する特別委員

辞任

補欠

中山 利生君	熊代 昭彦君
榊床 伸二君	山本 孝史君
熊代 昭彦君	中山 利生君
山本 孝史君	榊床 伸二君

一、去る二十七日、議員から提出した議案は次のとおりである。

科学技術基本法案(尾身幸次君外八名提出)

一、去る二十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四條についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグイエトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

サーピスの貿易に関する一般協定の第二議定書の締結について承認を求めるの件

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

(議案付託)

一、昨三十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

科学技術基本法案(尾身幸次君外八名提出、衆法第一六号) 科学技術委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

国際海事衛星機構(インマルサット)に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件

一、昨三十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

科学技術基本法案(尾身幸次君外八名提出)

(調査要求承認)

一、予算委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二十六日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項
 予算の実施状況に関する事項
 二、調査の目的
 予算の実施の適正を期するため
 三、調査の方法
 関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
 四、調査の期間
 本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求める。

平成七年十月二十六日

予算委員長 上原 康助

(質問書提出)

一、昨三十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
 通商産業省綱紀肅正に関する再質問主意書(橋崎弥之助君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員金田誠一君提出不在者投票事務の運用改善に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橋崎弥之助君提出通商産業省綱紀粛正に関する質問に対する答弁書

平成七年九月二十九日提出
質問 第一号

不在者投票事務の運用改善に関する質問主意書

提出者 金田 誠一

不在者投票事務の運用改善に関する質問主意書

先の参議院議員選挙を始め、近年の選挙においては投票率の低下が甚だしく、憂慮すべき事態と考える。そのような状況の中で、せっかく意欲を持って不在者投票に赴いたのに投票の手続きに不快な印象を持った有権者の意見が少なからず見受けられる(別紙参照)。不在者投票は公職選挙法第四十九条に規定されているとおり、「投票当日投票所投票主義」の例外をなすものとされ、厳格性を保持することで選挙の公正を確保しようとしていることは認識している。しかし不正防止以前の問題として、憲法第十五条に規定されている国民の参政権は何よりも尊重されるべきであり、これを妨げることは許されないはずである。特に昨今の低投票率を考えると、少しでも多くの国民が快適に不在者投票の権利を行使できるよう望ましい方向で実務の運用を改善・統一すべきである。こ

こでは、公職選挙法第四十九条の一及び二の号に該当する選挙人が、登録されている選挙人名簿の属する市町村において投票する場合に限定して想定し、以下のとおり質問する。

一 現状で有権者が不愉快に感じる問題点の多くは、不在の状況の確認(不在者投票事由の確認)の部分にあると見受けられるので、現状についていくつか確認したい。

1 現行では、施行令第五十二条を受けて施行規則第九条に規定されている別記第十号様式の宣誓書には不在者投票事由を書く欄があるだけでその書き方等の細かな規定はない。関係政省令あるいは通達等でこれ以上の細かい規定があるのか、ある場合はお示しいただきたい。

2 不在者投票事由の確認が事務担当者によって口頭で行われる際に有権者が不愉快に感じることが多いようであるが、書面のみで行っている選挙管理委員会もあるようである。不在者投票事由の確認を口頭で行う必要はないと思われるが、確認をどのように行うかについて何らかの関係政省令あるいは通達等があるのか、ある場合はお示しいただきたい。

3 前記の宣誓書には職業欄があり、「職業は、なるべく詳細に記載すること」とされているが、なぜそのような必要があるのか。

二 不在の状況の確認について不快感を与えるほど根拠り集まり聞くことはやめ、宣誓書への記入を分かりやすくするなどして、本人の申し出る尊重する方向で実務現場の運用を改め統一すべきである。

1 不在者投票に訪れた選挙人に、不在者投票事由を確認する必要がある(投票当日投票所投票主義)の例外をなすものと位置付けられているという(こと)の理解を、まず説明文書によってはかることで、不快な印象を受けることが減ると思われるが、どう考えるか。このような方法を取り入れる考えはないか。

2 前記宣誓書の様式を変えない場合は、不在者投票事由の欄に選挙人が不在の理由を記入すれば、それ以上の細かな内容聞き取りは必要ないと思われるが、どう考えるか。

3 別の方向として、宣誓書の不在者事由の欄の形式を細かくして、選挙人が○×式や選択式で記入しやすいようにする方法もありうると思うが、どう考えるか。

4 口頭による不在者投票事由の聞き取りをやめるよう、各地の選挙管理委員会の実務運用を統一していく考えはないか。

5 これらの方向に実務を改めるには、省令・通達等の運用変更で可能か、それとも法あるいは施行令・施行規則の改正が必要か、どう考えるか。

6 選挙の公正を確保し不正を防ぐという点からすると本人確認を厳格に行えばいいことであるが、現行の公職選挙法の不在者投票関連の政省令には本人確認という規定が特に見受けられないが、これについてはどう考えるか。また、不在者投票事由確認の適正化と共に、適切な本人確認の規定を加える考えはあるか。

(別紙)

不在のデータ投票に必要か

山形市 斎藤 康子
(パート 46歳)

参院選投票日は一泊旅行中だが、選挙権は行使しようと、十余年ぶりに不在者投票に赴いた。

前回の不在者投票の折、とても面倒で、いろいろなことを根回し兼ねり聞かれ、もう不在者投票に行くより棄権した方がいいという印象だった。あれから少しは進歩したかと思っただけ、相変わらず旧態依然とした不在者投票にあきれて帰途についた。

投票所入場整理券を選挙に渡して、用紙に、住所、氏名、性別、生年月日、職業、理由に○をつけ、捺印(なついん)するくらいで十分と思うが、担当者に「団体旅行ですか?」と聞かれ、出発予定日時、帰宅予定日時、行き先の住所を書く欄まであるのには、プライバシー侵害もはなはだしいと思った。しかも市内旅行だと認められないという。

予想外のことが多く起きる世の中で、「家族で留守にします」と選挙に知らせる必要があるのだろうか。もし何か起きたら責任をとってくれるのだろうか。それとも、書類にウソを書いていいのだろうか。

土、日休みの役所へ、平日、時間と交通費をかけて、棄権をするまいと出掛けしたが、やはり腹がた、夫には「行く必要ないわよ」と言ってしまった。

(95・7・20朝日)

不在者投票はもっと柔軟に

鈴木 日宣 34

(千葉県八日市場市)

私は僧侶ですので、日曜日は家にいないことが多く、選挙のたびに不在者投票を行っています。

不在理由に法要、法事と書いて提出しているのでも、何もいわれませんが、旅行が理由で不在者投票に来ていた人は、旅行の目的とか、かなりこまごまとしたことを聞かれていたようでした。たぶん、あれでは、次の選挙の時には、当日投票できなくても不在者投票に行かないのではないかという気がしました。

選挙の担当者は、理由があつて細かなことまで聞くのですが、もう少し、不在者投票しやすいくはないのでしょうか。このままでは、投票しない人が増え続けていくような気がします。

不在者投票に来る人は、「国民としての責務」を果たそうとしているように感じて、とても頼もしく思っているのですが。

(僧侶)

(95・7・31産経)

二度と不在者投票するものか

主婦 石田 恵子 73

(福岡市南区)

投票日に用があるのでは区役所へ不在者投票に行きました。難しい政局に、一個人の意思を反映させる義務感を覚えたのです。

まず「お座りなさい」と言われ、書類に生年月日、名前、住所を書き入れ、女性係員が「投票の日はどこへ出掛けるか、何時に出発するか」と聞かれました。「十時に出発します」と言うと、「投票所は七時から開いています」と、帰れと言わ

ばかりです。「出掛ける前にはいろいろ用事があつた、そのために今日来た」と答えながら腹が立つてきました。

書類には不在理由を書く項目がいっぱいあります。さらに男性係員が来て、長い説明です。棄権したくなりました。

次に投票用紙の説明。見れば分かることです。二度と不在者投票には来るものかと思つて帰りました。何の目的で長々と、しかも二人がかりで同じことを言ったのか分かりません。その日都合が悪い、それで来たという簡単なことなのに。

(95・8・3毎日)

不在者投票の手続きは煩雑

自由業 小田島和彦 66

(埼玉県東松山市)

参院選の投票率が四四％という低率に終わったのは、民主主義の危機といつても過言ではない。新聞やテレビではその原因などについて論議されていたが、私は不在者投票の問題について述べてみたい。

市役所に設置された投票所では、私の前にいた人が投票用紙の交付を求める「宣誓書兼請求書」という書類の記載内容について文句を言っていた。

「なぜ今更職まで書く必要があるのか」というのだ。

周知のように、投票日に投票する場合は入場券を提示すれば投票出来る。ところが不在者投票の場合は入場券を提出した上で、請求書に氏名、住所、不在になる理由と期間、職業などを記入してなつ印しなければならぬ。そして投票用紙を受け取り、二重に袋に入れ、記名までして投票する。

投票日に投票できないから事前に選挙権を行使するというのは、憲法に規定された選挙権に対する当然の権利だ。有権者が進んで権利を行使出来る条件整備の一環として、不在者投票の改善を切望する。

(95・8・12読売)

内閣衆質一三四第一号

平成七年十月二十七日

内閣総理大臣 村山 富市

衆議院議長 土井たか子殿

衆議院議員金田誠一君提出不在者投票事務の運用改善に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員金田誠一君提出不在者投票事務の運用改善に関する質問に対する答弁書

一の1について

宣誓書の不在者投票事由の書き方については、公職選挙法施行規則(昭和二十五年総理府令第十三号)別記第十号様式の備考に記載例が掲げられており、これ以外の規定はない。

一の2について

先の参議院議員通常選挙における各都道府県選挙管理委員会委員長あて自治省選挙部長通知(平成七年五月二十九日付け自治管第百二十号)において、不在者投票事由に該当するか否かの判断について、「宣誓書により確認をしたうえ、なお不明確なものについては口頭により補足説明を求めるなど不在者投票事由に該当しない者により不在者投票が行われることのないよう」指導を行っている。なお、これまでも衆議

院議員総選挙、参議院議員通常選挙及び統一地方選挙が行われる際には、同様の通知を示しているところである。

一の3について

職業の記載が要求されているのは、不在者投票事由の認定及び本人確認の参考資料とするためである。

二の1について

不在者投票制度を選挙人に十分理解していただくことは、重要なことであると認識しており、政府としても、先の参議院議員通常選挙における各都道府県選挙管理委員会委員長あて自治省選挙部長通知(平成七年五月十六日付け自治管第百一十号及び同月二十九日付け自治管第百二十号)等これまでの衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙及び統一地方選挙の都度示してきた通知において、不在者投票制度の仕組み及び方法等について広く選挙人の理解を得られるよう指導を行ってきた。今後とも、御指摘の点も含めて、引き続き努力してまいりたいと考えている。

二の2及び4について

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)は、第四十四条第一項において、選挙人は、選挙の日、自ら投票所に行き投票することを原則としており、同法第四十九条第一項の不在者投票はこの原則の例外として、同項各号所定の不在者投票事由に該当する場合に限り厳格な手続の下で認められるもので、その事由の認定については不在者投票管理者たる市町村選挙管理委員会の委員長が行うこととされている。また、昭和二十九年九月十七日の最高裁判所の判決は、

「不在者投票制度は濫用せられれば選挙の自由公正を害する虞のあることも明白である。右四九条及び同法施行令五〇条乃至六五条が不在者投票の手續について嚴重な規定をおいているのも、選挙の自由公正を確保するためにほかならない。」と判示しており、不在者投票の管理執行がこうした規定に違反した場合には、選挙無効の原因になり得るものとしている。

一方、昭和五十二年十一月八日の最高裁判所の判決は、「宣誓書は、選挙人がその申立ての真正であることを誓う点に意味があるのであつて、必ずしもこれにその申立ての事由を右の程度にまで完全に記載させることを主眼とするものではなく」とし、不在者投票事由の認定について、市町村の選挙管理委員会委員長は、「宣誓書等の書面の記載と口頭説明の内容とをあわせ考慮して前記の認定をするものである」としている。

したがって、宣誓書の記載では一見して法定の不在者投票事由に該当することが明白とはいえない場合には、不在者投票の管理執行を行う市町村選挙管理委員会の委員長は、必要に応じて口頭による聞き取りを行うべきものと考ええる。

二の3について

宣誓書の様式については、公職選挙法施行規則第九條において、同令別記第十号様式に準じて市町村が作成することとされており、各市町

村が、その実情に応じ判断し、処理されているものと考えている。

二の5について

口頭による不在者投票事由の聞き取りをやめることが、選挙人が、選挙の当日自ら投票所に行き投票することができない事由を届け出るこのみによって不在者投票が行えるという制度に改めるということであれば、法令の改正が必要になると考える。

二の6について

公職選挙法においては、選挙人本人が投票すべきであることは当然の前提として制度が構築されており、本人以外の者が不在者投票をし又はしようとした場合には、同法第二百三十七条第二項により罰則が科されるものである。このため、不在者投票においても、選挙人名簿又はその抄本と対照するほか、宣誓書の提出等によって本人確認が行われてきているところである。

平成七年十月十九日提出
質問 第五号

通商産業省綱紀肅正に関する質問主意書

提出者 檜崎弥之助

通商産業省綱紀肅正に関する質問主意書
通商産業省の綱紀肅正に関し、以下の質問をする。

記

近時、大蔵省局長経験者らによる民間企業人からの不正利益享受等の犯罪行為的でさえある不祥事が発生している。

このように著しく倫理観を欠如した公務員の行為に対する大蔵大臣を始めとする大蔵省の対応の甘さ、臭いものには蓋をする「式な処置につき国民から非難の声が高まっている。

元来、公務員は、国民に対して奉仕すべき立場にあるものであり、又国民の血税により所得を得ているものである事からも、国民の奉仕の上に胡座をかいている等は以ての外である。

又、公務員は国民の代表たる国会の定めた法律を現実運用するものである事から大きな権限が付与されている。

従って、公務員の不祥事については民間人の行為以上に厳しい処置対応が必要とされるものと言わざるを得ない。

公務員の選定罷免は国民固有の権利であり、国民の代表者により構成されている国会の議決した法律により貴職らに国家公務員の選定罷免権が付与されているものである。

貴職におかれても、以上述べた事実については、私や国民の皆様と同様に考えられているものと推察する。

さて、大蔵省の不祥事、官官接待など公務員に対する国民の不信感が増幅しているこの最中に、私は通商産業省の高官の中に贈収賄の疑いさえも

抱かせるような行為を行っている者が存在しているとの確証を得ている。

その概要は、現職の通商産業省局長が、主務官庁として監督下においている企業や関係業界の民間人と癒着し、赤坂の料亭で継続的且つ常軌を逸した高額な接待を受けるだけでなく、同省関係の官僚等との浅草の料亭での遊興飲食ハイヤー代等一切費用を継続的に民間業者に負担させているというものである。

概略、浅草の料亭での局長とその関係官僚等の宴会芸者遊びについて言えば平成六年一月から同七年四月にかけては月平均二回行われ、一回の金額が三〇万円から八五万円という高額なもので、この間に約八〇〇万円が使われており、この費用の一切は民間企業宛に請求され決済されている（いわゆる付け回し）のである。

又、赤坂での民間企業数社による芸者を入れての宴会接待は六軒の料亭におよび月二回平均では定期的に行われている。

本件は、民間企業の出費の多額さ及び遊興の頻度等から、当該公務員等の行為は、特定の民間企業人と不公正に癒着し公務に対する公正さを疑わせるに十分なものであるだけでなく贈収賄罪の成立さえも頭をよぎるところである。

公務員の不正行為が外部に漏れてくるのは氷山の一角にしか過ぎず、その殆どが闇の中に眠っているものである事をご理解されたい。
勿論、国民の為にその資質と倫理観を発揮して

行政に携わっている公務員が殆どであろうが、それらの人々の為にも各省庁の自浄努力により国民の信頼を勝ち得る事が肝要である。

私は、全国民を代表する衆議院議員として、

「以上の事実につきその存否の調査をされ、調査結果及び調査結果に基づき当該公務員に対してどのような処置を取られるものであるか、再発防止の為にどのような対策を講じられるのか」につき至急且つ具体的に報告される事を求める次第である。

右質問する。

内閣衆質一三四第五号

平成七年十月二十七日

内閣総理大臣 村山 富市

衆議院議長 土井たか子殿

衆議院議員橋本之助君提出通商産業省綱紀粛正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員橋本之助君提出通商産業省綱紀粛正に関する質問に対する答弁書

御指摘の通商産業省の現職局長の綱紀に関する問題について、通商産業省において鋭意調査を行った結果、法令に照らして問題としなければならぬ事実は見つからなかったものの、個人的飲食の場所等に関し一部に誤解を招きかねない点が認められたところである。

このため、通商産業省において、関係者に注意を行うとともに、より一層綱紀の厳正な保持を図るための具体的措置を講じたところである。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成七年九月二十九日

内閣総理大臣 村山 富市

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)

の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の五」を「第九条の六」に改める。

第九条の五第一項中「行つた場合」の下に「(前条

第四項の規定の適用がある場合を除く。)」を加

え、「証券取引法第二十一条に規定する証券

取引所に上場されている株式その他これに類する

ものとして政令で定める株式を発行した法人」を

「上場会社等」に改め、第二章第一節中同条を第九

条の六とする。

第九条の四の次に次の一条を加える。

(上場会社等の利益をもつてする株式の消却の

場合のみなし配当の課税の特例)

第九条の五 証券取引法第二十一条に規定す

る証券取引所に上場されている株式その他これ

に類するものとして政令で定める株式を発行し

た株式会社(以下この条及び次条第一項において「上場会社等」という。)が、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)の施行の日から平成十一年三月三十一日までの期間(第四項において「指定期間」という。)内に、証券取引法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けにより利益をもつてする株式の消却を行つた場合において、当該上場会社等の株主である個人が当該公開買付けに応じ

て行う当該上場会社等の株式の譲渡の対価として当該上場会社等から当該株式の消却により交付される金銭の交付を受け、かつ、その金銭の額が当該上場会社等の法人税法第二十一条に規定する資本等の金額のうちその交付の基因となつた株式に係る部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額については、所得税法第二十五条第一項の規定は、適用しない。

2 前項の規定の適用がある場合における第三十七条の十第四項(第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第三十七条の十第四項中「の金額」とあるのは、「の金額(第九条の五第一項の規定の適用を受ける金額を除く。)」とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における第三十七条の十一の規定の適用については、同条第一項第三号中「商法第二百三十条ノ八ノ二第二項又は商法等の一部を改正する法律(昭和五十

六年法律第七十四号)附則第十九条第一項の規定に基づいて行うこれらの規定に規定する端株又は単位未満株式」とあるのは、「証券取引法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けに応じて行う株式」とする。

4 上場会社等が指定期間内に利益をもつてする株式の消却を行つた場合には、その消却した株式に対応する資本の金額(当該金額がその消却に充てた利益の金額を超える場合には、当該利益の金額)のうち所得税法第二十五条第二項(同項第一号に係る部分に限る。)の規定により利益の配当の額とみなされる金額(以下この項及び次項において「みなし配当額」という。)については、所得税を課さない。この場合において、当該みなし配当額に係る配当所得については、同法第九十二条第一項の規定は、適用しない。

5 前項の規定により所得税を課さないこととされるみなし配当額の支払については、所得税法第二百二十四条第一項から第三項まで、第二百五条及び第二百二十八条第一項の規定は、適用しない。

6 第四項の規定の適用がある場合における株式の取得価額の計算の特例その他第一項及び第四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七條の七を第六十七條の八とし、第六十七條の六の次に次の一条を加える。

六年法律第七十四号(附則第十九条第一項の規定に基づいて行うこれらの規定に規定する端株又は単位未満株式」とあるのは、「証券取引法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けに応じて行う株式」とする。

上場会社等が指定期間内に利益をもつてする株式の消却を行つた場合には、その消却した株式に対応する資本の金額(当該金額がその消却に充てた利益の金額を超える場合には、当該利益の金額)のうち所得税法第二十五条第二項(同項第一号に係る部分に限る。)の規定により利益の配当の額とみなされる金額(以下この項及び次項において「みなし配当額」という。)については、所得税を課さない。この場合において、当該みなし配当額に係る配当所得については、同法第九十二条第一項の規定は、適用しない。

前項の規定により所得税を課さないこととされるみなし配当額の支払については、所得税法第二百二十四条第一項から第三項まで、第二百五条及び第二百二十八条第一項の規定は、適用しない。

第四項の規定の適用がある場合における株式の取得価額の計算の特例その他第一項及び第四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(上場会社等の利益をもつてする株式の消却の場合のみなし配当の課税の特例)

第六十七条の七 証券取引法第二十一条に規定する証券取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定める株式を発行した株式会社(以下この条において「上場会社等」という。)が、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)の施行の日から平成十一年三月三十一日までの間に、利益をもつてする株式の消却を行った場合には、その消却した株式に対応する資本の金額(当該金額がその消却に充てた利益の金額を超える場合には、当該利益の金額)のうち当該上場会社等の株主である内国法人がその消却の時ににおいて有する株式で消却されなかったものに対応する部分の金額については、法人税法第二十四条第二項の規定は、当該内国法人が同項の規定の適用を選択した場合を除き、適用しない。

2 利益をもつてする株式の消却を行った上場会社等の株式を有する第二十一条第二号に規定する外国法人に係る法人税法第四十二条の規定の適用については、同条中の「規定」とあるのは、「及び租税特別措置法第六十七条の七第一項(上場会社等の利益をもつてする株式の消却の場合のみなし配当の課税の特例)の規定」とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における株式の取得価額の計算の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法の一部改正)

第二条 平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法(平成六年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第九条の四第一項後段」の下に、「第九条の五第四項後段」を加える。

理 由

最近における社会経済情勢にかんがみ、上場会社等による利益をもつてする株式の消却の促進を図るため、当該消却に応じた個人株主が交付を受ける金銭の額のうち資本等の金額に対応する金額を超える部分の金額及びその消却された株式に対応する資本の金額のうち消却されなかった株式に対応する部分の金額に係るのみなし配当について、課税を行わないこととする等の特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

租税特別措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、上場会社等による利益をもつてする株式の消却の促進を図るため、上場会社等が、この法律の施行の日から平成十一年三月三十一日までの間に、利益をもつてする株式の消却を行った場合には、利益をもつてする株式の消却を行った場合におけるのみなし配当について、特例措置を

み、上場会社等による利益をもつてする株式の消却の促進を図るため、上場会社等が、この法律の施行の日から平成十一年三月三十一日までの間に、利益をもつてする株式の消却を行った場合には、利益をもつてする株式の消却を行った場合におけるのみなし配当について、特例措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 公開買付けによる株式の消却に応じた個人株主が交付を受ける金銭の額のうち資本等の金額に対応する金額を超える部分の金額については、のみなし配当課税を行わず、株式の譲渡による所得として課税することとする。

2 その消却された株式に対応する資本の金額のうち消却されなかった株式に対応する部分の金額については、のみなし配当課税を行わないこととする。ただし、法人株主については、受取配当として申告することを選択できるものとする。

3 この法律は、公布の日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、上場会社等による利益をもつてする株式の消却の促進を図るため、上場会社等が、この法律の施行の日から平成十一年三月三十一日までの間に、利益をもつてする株式の消却を行った場合には、利益をもつてする株式の消却を行った場合におけるのみなし配当について、特例措置を

講じようとするもので、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成七年十月三十一日

大蔵委員長 久間 章生
衆議院議長 土井たか子殿

科学技術基本法案

右の議案を提出する。

平成七年十月二十七日

提出者

尾身 幸次 逢沢 一郎
小川 元 原田昇左右
今村 修 渡海紀三朗
江田 五月 近江巳記夫
坂島 宗明
賛成者
坂井 隆憲外二十八名

科学技術基本法

目次

第一章 総則(第一条―第八条)
第二章 科学技術基本計画(第九条)
第三章 研究開発の推進等(第十条―第十七条)
第四章 国際的な交流等の推進(第十八条)
第五章 科学技術に関する学習の振興等(第十九条)

附 則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、科学技術(人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。)の振興に関する施策の基本となる事項を定め、科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、我が国における科学技術の水準の向上を図り、もって我が国の経済社会の発展と国民の福祉の向上に寄与するとともに世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的な発展に貢献することを目的とする。

(科学技術の振興に関する方針)

第二条 科学技術の振興は、科学技術が我が国及び人類社会の将来の発展のための基盤であり、科学技術に係る知識の集積が人類にとっての知的資産であることにかんがみ、研究者及び技術者(以下「研究者等」という。)の創造性が十分に発揮されることを旨として、人間の生活、社会及び自然との調和を図りつつ、積極的に行われなければならない。

2 科学技術の振興に当たっては、広範な分野における均衡のとれた研究開発能力の涵養、基礎研究、応用研究及び開発研究の調和のとれた発展並びに国の試験研究機関、大学(大学院を含む。以下同じ。)、民間等の有機的な連携について配慮されなければならない。また、自然科学と人文科学との相互のかかわりが科学技術の進歩にとって重要であることにかんがみ、両者

の調和のとれた発展について留意されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、科学技術の振興に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、科学技術の振興に関し、国の施策に準じた施策及びその地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(国及び地方公共団体の施策の策定等に当たつての配慮)

第五条 国及び地方公共団体は、科学技術の振興に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、基礎研究が新しい現象の発見及び解明並びに独創的な新技術の創出等をもたらすものであること、その成果の見通しを当初から立てることが難しく、また、その成果が実用化に必ずしも結び付くものではないこと等の性質を有するものであることにかんがみ、基礎研究の推進において国及び地方公共団体が果たす役割の重要性に配慮しなければならない。

(大学等に係る施策における配慮)

第六条 国及び地方公共団体は、科学技術の振興に関する施策で大学及び大学共同利用機関(以下「大学等」という。)に係るものを策定し、及びこれを実施するに当たっては、大学等における

研究活動の活性化を図るよう努めるとともに、研究者等の自主性の尊重その他の大学等における研究の特性に配慮しなければならない。

(法制上の措置等)

第七条 政府は、科学技術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が科学技術の振興に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 科学技術基本計画

第九条 政府は、科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、科学技術の振興に関する基本的な計画(以下「科学技術基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 科学技術基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 研究開発(基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術の開発を含む。以下同じ。)の推進に関する総合的な方針

二 研究施設及び研究設備(以下「研究施設等」という。)の整備、研究開発に係る情報化の促進その他の研究開発の推進のための環境の整備に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 その他科学技術の振興に関し必要な事項

3 政府は、科学技術基本計画を策定するに当

たっては、あらかじめ、科学技術会議の議を経なければならない。

4 政府は、科学技術の進展の状況、政府が科学技術の振興に関して講じた施策の効果等を勘案して、適宜、科学技術基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 政府は、第一項の規定により科学技術基本計画を策定し、又は前項の規定によりこれを変更したときは、その要旨を公表しなければならない。

6 政府は、科学技術基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 研究開発の推進等

(多様な研究開発の均衡のとれた推進等)

第十条 国は、広範な分野における多様な研究開発の均衡のとれた推進に必要な施策を講ずるとともに、国として特に振興を図るべき重要な科学技術の分野に関する研究開発の一層の推進を図るため、その企画、実施等に必要の施策を講ずるものとする。

(研究者等の確保等)

第十一条 国は、科学技術の進展等に対応した研究開発を推進するため、大学院における教育研

究の充実その他の研究者等の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、研究者等の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、研究者等の適切な処遇の確保に必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、研究開発に係る支援のための人材が研究開発の円滑な推進にとって不可欠であることにかんがみ、その確保、養成及び資質の向上並びにその適切な処遇の確保を図るため、前二項に規定する施策に準じて施策を講ずるものとする。

(研究施設等の整備等)

第十二条 国は、科学技術の進展等に対応した研究開発を推進するため、研究開発機関(国の試験研究機関、大学等及び民間等における研究開発に係る機関をいう。以下同じ。)の研究施設等の整備に必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、研究開発の効果的な推進を図るため、研究材料の円滑な供給等研究開発に係る支援機能の充実に必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発に係る情報化の促進)

第十三条 国は、研究開発の効率的な推進を図るため、科学技術に関する情報処理の高度化、科学技術に関するデータベースの充実、研究開発機関等の間の情報ネットワークの構築等研究開発に係る情報化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発に係る交流の促進)

第十四条 国は、研究開発機関又は研究者等相互の間の交流により研究者等の多様な知識の融合等を図ることが新たな研究開発の進展をもたらす源泉となるものであり、また、その交流が研究開発の効率的な推進にとって不可欠なものであることにかんがみ、研究者等の交流、研究開発機関による共同研究開発、研究開発機関の研究施設等の共同利用等研究開発に係る交流の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発に係る資金の効果的使用)

第十五条 国は、研究開発の円滑な推進を図るため、研究開発の展開に応じて研究開発に係る資金を効果的に使用できるようにする等その活用に必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の成果の公開等)

第十六条 国は、研究開発の成果の活用を図るため、研究開発の成果の公開、研究開発に関する情報の提供等その普及に必要な施策及びその適切な実用化の促進等に必要な施策を講ずるものとする。

(民間の努力の助長)

第十七条 国は、我が国の科学技術活動において民間が果たす役割の重要性にかんがみ、民間の自主的な努力を助長することによりその研究開発を促進するよう、必要な施策を講ずるものとする。

第四章 国際的な交流等の推進

第十八条 国は、国際的な科学技術活動を強力に展開することにより、我が国の国際社会における役割を積極的に果たすとともに、我が国における科学技術の一層の進展に資するため、研究者等の国際的交流、国際的な共同研究開発、科学技術に関する情報の国際的流通等科学技術に関する国際的な交流等の推進に必要な施策を講ずるものとする。

第五章 科学技術に関する学習の振興等

第十九条 国は、青少年をはじめ広く国民があらゆる機会を通じて科学技術に対する理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における科学技術に関する学習の振興並びに科学技術に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

科学技術が我が国の経済社会の発展及び国民の福祉の向上並びに人類社会の持続的な発展に果たすべき重要な使命にかんがみ、我が国における科学技術の水準の向上を図るため、科学技術基本計画の策定等科学技術の振興を総合的かつ計画的に推進するための施策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

科学技術基本法案(尾身幸次君外八名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

我が国が、引き続き経済社会の発展と国民福祉の向上を図るとともに、世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的な発展に貢献するためには、科学技術水準の向上を図ることが重要であり、このため、科学技術の振興に関する施策の基本となる事項を定め、科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 「人文科学のみに係るものを除く科学技術を対象とすること。

2 科学技術の振興は、研究者等の創造性の発揮を旨として、人間の生活、社会及び自然との調和を図りつつ積極的に行われなければならないこと。科学技術の振興に当たっては、広範な分野における均衡のとれた研究開発能力の涵養、基礎研究、応用研究及び開発研究の調和のとれた発展並びに関係機関の有機的な連携に配慮されなければならない。また、自然科学と人文科学の調和のとれた発展に留意されなければならないこと。

3 科学技術の振興に関する国及び地方公共団体の責務を規定すること。国及び地方公共団体がその責務を果たすに当たっては、基礎研究の推進に果たすべき役割の重要性に配慮しなければならないこと。大学等に係る施策を

策定し、実施するに当たっては、大学等における研究活動の活性化を図るよう努めるとともに、研究者等の自主性の尊重その他大学等における研究の特性に配慮しなければならぬこと。 4 政府は、科学技術振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、科学技術会議の議を経て科学技術基本計画を策定しなければならぬこと。 5 国は、多様な研究開発の均衡のとれた推進、研究者等の確保、研究施設の整備、研究開発に係る情報化の促進・交流の促進・資金の効果的使用、研究開発の成果の公開、民間の努力の助長、国際的な交流の推進、科学技術に関する学習の振興等に必要の施策を講ずるものとする。 二 議案の可決理由 科学技術の果たすべき重要な使命にかんがみ、その振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための措置として妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。 また、本案に対して、日本共産党吉井英勝君から修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。 なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。 右報告する。	平成七年十月三十一日 科学技術委員長 野呂 昭彦 衆議院議長 土井たか子殿 (別紙) 科学技術基本法案に対する附帯決議 科学技術基本法に基づき科学技術振興に関する施策を展開するに当たっては、政府は、次の点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。 一 科学技術基本計画は、十年程度を見通した五年間の計画とし、科学技術基本計画を策定するに当たっては、当該基本計画に基づき、我が国が科学技術創造立国を目指すため、政府の研究開発投資額の抜本的拡充を図るべく、当該基本計画の中に、例えば講ずべき施策、規模等を含めできるだけ具体的な記述を行うよう努めること。 二 独創的、基礎的研究の抜本的強化を図るためには、まず、大学、国立試験研究機関等における研究者の意欲を引き出すことが必要であり、そのため人材、資金、研究開発成果に係る制度面での改善を行うことによって、柔軟かつ競争的な研究環境を整備すること。 三 我が国の研究開発における民間の果たす役割の重要性にかんがみ、科学技術基本計画に民間の研究開発について必要な事項を定め、その研究開発が促進されるよう所要の施策を抜本的に強化すること。	四 日本国憲法の理念である平和国家の立場を踏まえ、進んで全世界の科学技術の発展と国際平和に資するよう努めること。 五 本法の施行により科学技術会議の責務が拡大することから、総合的な科学技術政策の立案とその強力な推進を図るため、科学技術会議の抜本的な充実と活性化を図るよう努めるとともに、科学技術の研究開発を所管する各省庁は、相互に連携を強化し、一致協力して本法の強力な推進を図ること。	衆議院会議録第七号中正誤 ベッ 段 行 誤 四 二 三 関 する 正 要 する
---	---	--	---

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局

電 話

03
(3587)
4294

定 価

本号一部
（税別）三円五角
送料別